

度会町地域防災計画

震災対策編

度会町防災会議

目次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の基本方針.....	1
第2章 計画関係者の責務等	4
第1節 町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割	4
第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第3章 度会町の特質及び既往の地震災害	13
第1節 度会町の特質.....	13
第4章 被害想定等	14
第1節 被害想定.....	14
第2節 地震・津波に関する調査研究の推進	16
第2部 災害予防・減災対策	101
第1章 自助・共助を育む対策の推進	101
第1節 防災思想・防災知識の普及計画	101
第2節 防災人材の育成・活用.....	101
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	103
第4節 ボランティア活動の促進.....	103
第5節 企業・事業所の防災対策の促進	104
第6節 児童生徒・園児にかかる防災教育・防災対策の推進	105
第2章 安全な避難空間の確保	107
第1節 避難対策等の推進.....	107
第3章 地震に強いまちづくりの推進	109
第1節 建築物等の防災対策の推進.....	109
第2節 文化財災害予防計画.....	110
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	111
第4節 公共施設等の防災対策の推進.....	112
第5節 危険物施設等の防災対策の推進.....	112
第6節 地盤災害防止対策の推進.....	113

第4章 緊急輸送の確保	115
第1節 輸送体制の整備.....	115
第5章 防災体制の整備・強化	116
第1節 災害対策機能の整備及び確保.....	116
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保.....	118
第3節 医療・救護体制及び機能の確保.....	118
第4節 応援・受援体制の整備.....	119
第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備.....	120
第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進.....	121
第7節 防災訓練の実施.....	122
第8節 災害廃棄物処理体制の整備.....	123
第3部 発災後対策	201
第1章 災害対策本部機能の確保	201
第1節 活動態勢の整備.....	201
第3節 通信機能の確保.....	208
第4節 自衛隊への災害派遣要請等.....	213
第5節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用.....	217
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	230
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保.....	230
第2節 水防活動.....	231
第3節 ライフライン施設の復旧・保全.....	233
第4節 公共施設等の復旧・保全.....	234
第5節 ヘリコプターの活用.....	236
第3章 救助・救急及び医療・救護活動	238
第1節 救助・救急及び消防活動.....	238
第2節 医療・救護活動.....	241
第4章 避難及び被災者支援等の活動	243
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営.....	243
第2節 避難行動要支援者対策.....	246
第3節 学校・保育所における児童生徒・園児の安全確保.....	247
第4節 ボランティア活動の支援.....	248
第5節 防疫・保健衛生活動.....	249
第6節 災害警備活動.....	250
第7節 遺体の取り扱い.....	251
第5章 救援物資等の供給	254

第1節	緊急輸送手段の確保	254
第2節	救援物資等の供給	256
第3節	給水活動	259
第6章	特定災害対策	262
第1節	危険物施設等の保全	262
第7章	復旧に向けた対策	265
第1節	廃棄物対策活動	265
第2節	住宅の保全・確保	268
第3節	文教等対策	269
第4節	災害義援金等の受入・配分	272
第4部	復旧・復興対策	301
第1章	復旧・復興対策	301
第1節	激甚災害の指定	301
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	303
第3節	復興体制の構築と復興方針の策定（風水害等対策編・震災対策編共通）	306
第4節	民生安定のための緊急措置	307
特別対策	東海地震に関する緊急対策	401
第1章	対策の目的等	401
第1節	対策の目的及び関係機関の役割	401
第2章	緊急対策	411
第1節	地震災害警戒本部の設置等	411
第2節	社会の混乱防止ためにとるべき措置	412
第3節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	413
第4節	学校・保育所における児童生徒・園児の安全確保	418
第5節	救助・救急活動及び消防活動	418
第6節	医療・救護活動態勢の確保	419
第7節	緊急輸送態勢の確保	420
第8節	広域的な応援・受援体制の整備	421
第9節	ライフライン施設の安全対策	421
第10節	公共施設等の安全対策	422
第11節	危険物施設等の安全対策	424
第12節	食料及び生活必需品等の確保	424
第13節	社会秩序の維持	425
第14節	交通対策計画	426

第 15 節	大規模な地震に係る防災訓練計画	428
第 16 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	428
第 17 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	430

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、基本法（昭和36年法律第223号）の第42条の規定に基づき、度会町防災会議が作成する「度会町地域防災計画」の「震災対策編」であり、第4章に掲げる「被害想定等」を前提としている。

なお、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づく地震防災強化計画及び東南海特措法第6条第2項の規定に基づく推進計画を含むものであり、この計画で、「特別対策 東海地震に関する緊急対策」が大震法第6条第1項第1号に基づき、同法第3条第1項による東海地震に係る地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられた場合にとるべき「地震防災応急対策」に係る措置となる。

これらのことを踏まえ、地震防災対策強化地域を除く市町、防災関係機関等においても、地震防災強化計画に準じて、各々の計画に基づき、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合の緊急応急対策に万全を期するものとする。

また、この計画は町、県、防災関係機関、町民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第2節 計画の基本方針

第1項 計画の方針

この計画は、東南海特措法第6条第1項に規定する東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、町及びその他の防災関係機関並びに町民の役割と責任を明らかにし、行政・公共機関・事業者・町民が一丸となって地震災害に対処するための基本的な計画です。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、町、県、防災関係機関、町民等の防災上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等について書かれている。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれている。

第3部 発災後対策	○ 町災害対策本部の部隊活動を中心に、防災関係機関、町民等が地震発生後に取り組むべき対策について書かれている。
第4部 復旧・復興対策	○ 被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について書かれている。
特別対策 東海地震に関する応急対策	○ 東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う応急対策について書かれている。

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 町災害対策本部 度会町災害対策本部をいう。
- 2 町水防本部 度会町水防本部をいう。
- 3 県災害対策本部 三重県災害対策本部をいう。
- 4 県地方部 三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 5 判定会 気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 6 防災関係機関 県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 7 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 8 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 9 大震法 大規模地震対策特別措置法をいう。
- 10 東南海特措法(※) ……東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
- 11 避難行動要支援者 ……高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう
- 12 復興法 ……大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 13 南海トラフ地震 ……「① 過去最大クラスの南海トラフ地震」と「② 理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称

- ※ ① 過去最大クラスの南海トラフ地震は、過去約100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定した。
 - ② 理論上最大クラスの南海トラフ地震は、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震を想定した。
- 14 その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例による。
- ※ 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、地震名称を「南海トラフ地震」と改めた上で内容の一部が改正され、平成25年12月27日付けで施行された。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割

第1項 町・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 町

- (1) 町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- (2) 町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- (2) 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- (3) 県は、町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- (1) 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- (2) 指定地方行政機関は、県及び町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整

備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施する。

- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 町民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 町民

- (1) 町民は、常に地震・災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- (2) 町民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- (1) 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- (2) 自主防災組織は、地域において県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 町の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化

- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受け入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 町内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 地震防災応急計画の作成
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 消防機関(伊勢市消防本部・伊勢市消防署度会出張所、度会町消防団)

- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧
- (2) 災害の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

第2項 県の処理すべき事務又は業の大綱

1 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備

- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
 - (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
 - (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
 - (9) 被災者の救助に関する措置
 - (10) ボランティアの受け入れに関する措置
 - (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
 - (12) 被災県営施設の応急対策
 - (13) 災害時の文教対策
 - (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止
 - (15) 災害時の交通及び輸送の確保
 - (16) 自衛隊の災害派遣要請
 - (17) 災害復旧の実施
 - (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
 - (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
 - (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
 - (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
 - (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- 2 警察(伊勢警察署、棚橋警察官駐在所、麻加江警察官駐在所、脇出警察官駐在所)
- (1) 警備体制の確立
 - (2) 情報の収集・連絡
 - (3) 救出救助等
 - (4) 避難誘導等
 - (5) 身元確認等
 - (6) 二次災害の防止
 - (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
 - (8) 社会秩序の維持
 - (9) 緊急交通路の確保

- (10) 被災者等への情報伝達動
- (11) 報道対策
- (12) 関係機関との相互連携
- (13) 自発的支援の受入れ

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

- (1) 東海財務局津財務事務所
 - ア 災害復旧事業における職員の査定立会
 - イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
 - ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
 - エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
 - オ 金融上の諸措置
- (2) 東海農政局津地域センター
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
 - ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
 - サ 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備
 - シ 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
- (3) 津地方気象台
 - ア 東海地震に関連する情報の通報並びに周知
 - イ 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知
 - ウ 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
 - エ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (4) 中部地方整備局三重河川国道事務所
 - ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
- (オ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施
- (カ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施
- イ 初動対応
 - 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 情報の収集及び連絡
 - (オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
 - (カ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - (キ) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

2 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
 - エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- (2) 株式会社NTTドコモ 東海支社三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立

並びに早急な災害復旧措置の遂行

- エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- カ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

(3) KDD I 株式会社中部総支社

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害普及措置

(4) ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(5) 日本銀行名古屋支店

- ア 警戒宣言発令時の預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のために金融機関が実施する事前措置への協力
- イ 災害発生時の次の措置
 - (ア) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
 - (イ) 罹災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。
 - (ウ) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。
 - a 罹災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
 - b 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認
 - c 災害関係融資について実情に即した措置
 - (エ) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。
 - (オ) 国債を減紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。
 - (カ) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。
 - (キ) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

- (6) 日本赤十字社三重県支部
- ア 警戒宣言等の発令に伴う、医療、救護の派遣準備の実施
 - イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
 - ウ 救援物資の配分
 - エ 災害時の血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他災害救護に必要な業務
- (7) 日本放送協会津放送局
- ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
 - イ 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。
 - ウ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - エ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
 - オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (8) 中日本高速道路株式会社
- 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
- (9) 独立行政法人水資源機構
- ア 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進
 - イ 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
- (10) 中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店
- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (11) 日本郵便株式会社
- ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達の確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
 - イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

- (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

(12) 独立行政法人 国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
- イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

3 指定地方公共機関

(1) 三重県医師会

- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び助産等救護活動

(2) 三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる。

(3) 三重交通株式会社

- ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- イ 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(4) 三重県トラック協会

災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

(5) 近畿日本鉄道株式会社

- ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送または連絡他社線による振替輸送
- イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

(6) 三重県エルピーガス協会

- ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

4 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加
- 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 医療関係団体(伊勢地区医師会・伊勢地区歯科医師会、三重県薬剤師会伊勢支部)災害時における医療、助産等の救護活動
 - (2) 伊勢地区交通安全協会度会支部
 - ア 地域住民に対する避難誘導
 - イ 災害時における交通整理
 - (3) 産業経済団体(伊勢農業協同組合、いせしま森林組合、町商工会、三重県建設業協会伊勢支部等)
 - 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
 - (4) 文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、度会町社会福祉協議会、区・自治会等)
 - 被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力
 - (5) 危険物施設等の管理者
 - 町等の防災関係機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施
 - (6) その他の機関及び施設の管理者
 - 町災害対策本部長の要請による災害予防、災害応急対策、災害復旧への協力

第3章 度会町の特質及び既往の地震災害

第1節 度会町の特質

風水害等対策編「第1部 第1章 第5節 町の概要」参照。

第4章 被害想定等

第1節 被害想定

三重県では、平成24年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にしながら、地震被害想定の方策作業を進めてきた。

今回の地震被害想定では、南海トラフの地震については、以下の二つのクラスの地震を想定し、地震による震度分布や液状化危険度分布、津波による浸水域等の様相と、その地震・津波による人的被害、物的被害、ライフラインや交通施設等の被害、経済被害等の想定結果をとりまとめた。

また、陸域の活断層を震源とする地震についても、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」の三つの活断層を対象とし、地震による震度分布や液状化危険度分布の様相と、その地震による人的被害、物的被害の想定結果をとりまとめた。

本町の想定結果等は以下のとおりである。

1 地震による震度分布

想定震災モデル	震度階ごと該当面積(k㎡)							面積割合(%)						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ地震(過去最大クラス)	0.00	0.00	0.00	29.85	98.63	6.49	0.00	0.0	0.0	0.0	22.1	73.1	4.8	0.0
南海トラフ地震(理論上最大クラス)	0.00	0.00	0.00	0.00	6.92	115.19	12.85	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	85.3	9.5
養老－桑名－四日市断層帯	0.00	110.44	20.76	3.77	0.00	0.00	0.00	0.0	81.8	15.4	2.8	0.0	0.0	0.0
布引山地東縁断層帯(東部)	0.00	0.00	0.00	111.86	22.31	0.80	0.00	0.0	0.0	0.0	82.9	16.5	0.6	0.0
頓宮断層	0.00	114.76	19.65	0.56	0.00	0.00	0.00	0.0	85.0	14.6	0.4	0.0	0.0	0.0

2 建物被害

	全壊・焼失棟数(棟)				
	揺れ	火災	液状化	急傾斜地等	合計
南海トラフ地震(過去最大クラス)※1	約200	—	—	約10	約200
南海トラフ地震(理論上最大クラス)※2	約1,500	約30	—	約10	約1,500
養老－桑名－四日市断層帯※1	—	—	—	—	—
布引山地東縁断層帯(東部)※1	約50	—	—	約10	約60
頓宮断層※1	—	—	—	—	—

※1 冬夕発災

※2 全壊・焼失棟数の町計が最大となるケース：陸側ケース、冬・夕

3 人的被害

	早期避難率低			自力脱出困難者数		
	死者数 (人)	重傷者数 (人)	軽傷者数 (人)	深夜(人)	昼(人)	夕(人)
南海トラフ地震(過去最大クラス) ※1	約10	約20	約100	約40	約20	約30
南海トラフ地震(理論上最大クラス) ※2	約100	約100	約300	約300	約100	約200
養老-桑名-四日市断層帯 ※1	—	—	—	—	—	—
布引山地東縁断層帯(東部) ※1	—	約10	約60	約10	約10	約10
頓宮断層 ※1	—	—	—	—	—	—

※1 冬深夜発災

※2 死者数の町計が最大となるケース：陸側ケース、冬・深夜

	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難者数 (人)	避難所	避難所 以外	避難者数 (人)	避難所	避難所 以外	避難者数 (人)	避難所	避難所 以外
南海トラフ地震(過去最大クラス) ※1	約500	約300	約200	約1,900	約1,000	約1,000	約2,600	約800	約1,800
南海トラフ地震(理論上最大クラス) ※2	約2,900	約1,800	約1,200	約4,100	約2,100	約2,100	約5,800	約1,700	約4,100

※1 冬夕発災

※2 死者数の町計が最大となるケース：陸側ケース、冬・深夜

町外からの流入者数	南海トラフ地震による帰宅困難者数						
	流入最大市町			流入者数			帰宅困難者数
	市町名	人数	比率	隣市町	隣市町以外	隣市町比率	避難者数
約900	伊勢市	約470	53%	約750	約150	83%	約490

第2節 地震・津波に関する調査研究の推進

第1項 基本的な考え方

地震発生メカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となる。

また、国の中央防災会議が設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策についての最終報告では、「科学的知見の蓄積と活用」として、以下のとおり述べられている。

- 地震・津波等に関する理学分野での調査研究のみならず、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野の調査研究、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野の調査研究等、相互の連携を図りながら、防災対策の観点で研究を推進する仕組みを検討する必要がある。
- 緊急地震速報については、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、地方公共団体を含め関係機関で観測データの共有を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める必要がある。
- 安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、宅地造成地の地盤強化対策、建物等の不燃化技術、被災時の通電による出火防止技術、ガス供給設備のガス漏洩防止技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及、早期復旧技術の開発についても推進する必要がある。

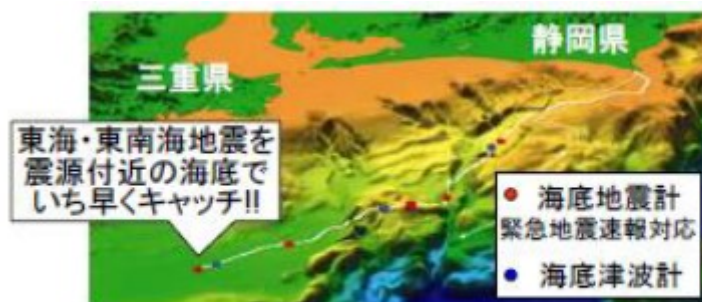
防災関係機関は、相互に連携協力しながら各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震・津波対策に取り込み、充実を図る必要がある。

第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制

1 ケーブル式海底地震計による監視体制

気象庁は、平成17～20年度にかけ、東海・東南海地震の想定震源域にケーブル式海底地震計を整備し、これら震源域における地震活動の詳細を把握するなど監視体制の強化が図られた。

また、平成21年8月から緊急地震速報への活用が開始されている。

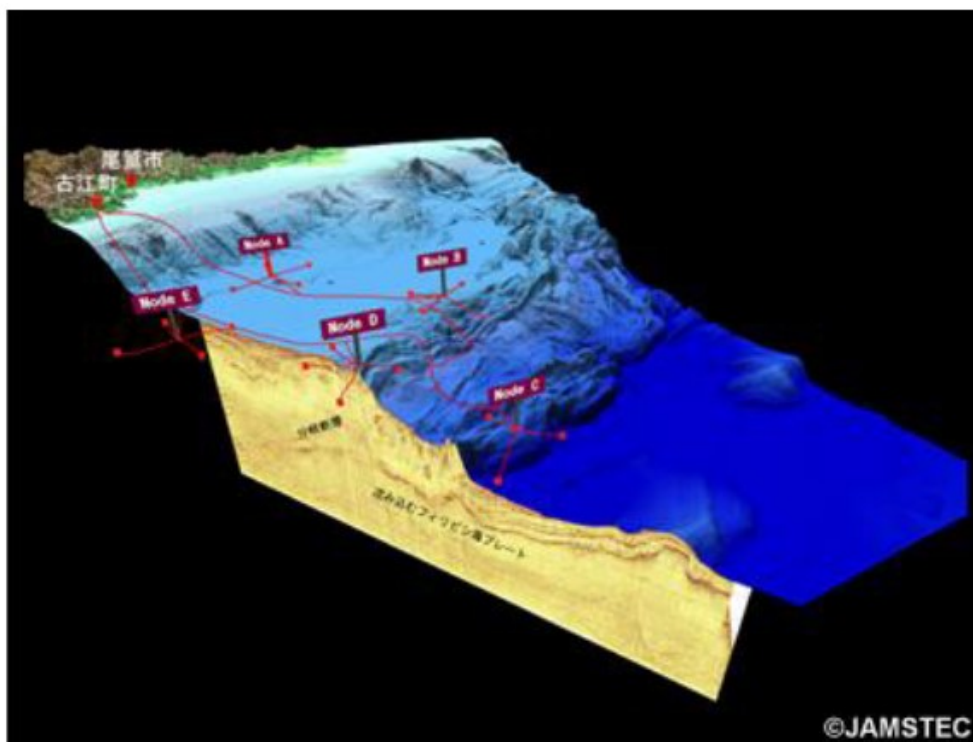


(気象庁ホームページより)

2 地震・津波観測監視システム（DONET）による観測監視体制

文部科学省は、所管する独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の事業として、平成18年度から紀伊半島熊野灘沖に地震計、水圧計（津波計）、GPS等を備えた地震・津波観測監視システム（DONET）を整備し、南海トラフの地震・津波を常時観測監視している。

これにより、南海トラフで発生する地震・津波の即時検知が可能となるとともに、観測データの活用による緊急地震速報の迅速化や、地震・津波予測研究の進展などが期待される。

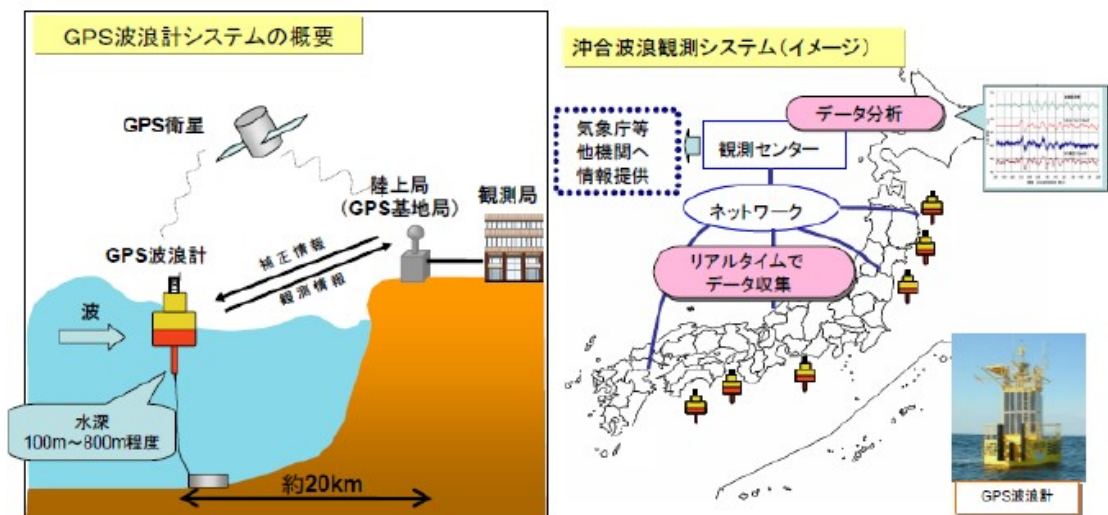


（独立行政法人海洋研究開発機構ホームページより）

3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制

国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進めており、三重県近海では、平成19年度に尾鷲沖、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。

GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。

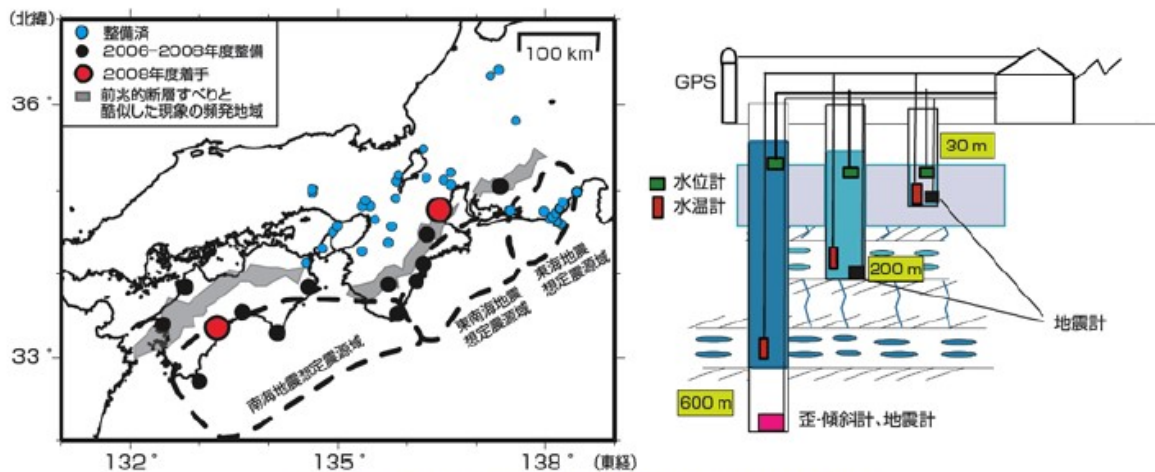


(国土交通省ホームページより)

4 地下水等総合観測施設による観測体制

経済産業省は、所管の独立行政法人産業技術総合研究所の事業として、東南海・南海地震の想定震源域（陸地側）に地下水等総合観測施設を整備し、地下水位、地震等の観測を行っており、三重県内には熊野市、紀北町、松阪市、津市の4箇所に設置されている。

過去の南海地震発生前に、深い地下水と浅い地下水の両方で水位などが低下したことが知られていることから、地下水等総合観測施設のネットワークによる観測データによって、地下水変化の検出とメカニズム解明を行い、南海トラフ地震の予測精度の向上をめざしている。

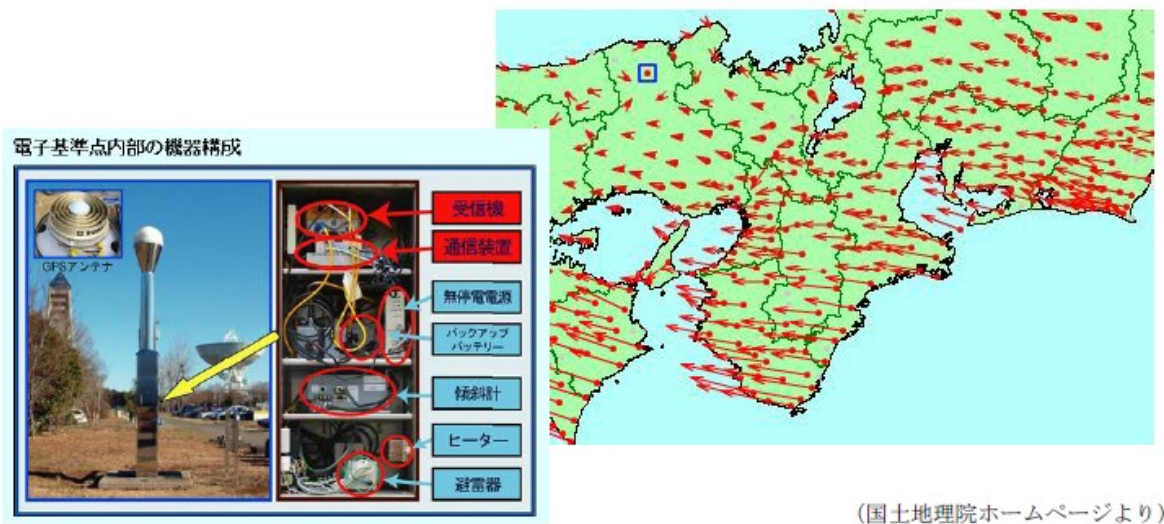


産総研の地下水等総合観測網(左)と新規観測施設の概念図(右)

(独立行政法人産業技術総合研究所ホームページより)

5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制

国土地理院は、全国に電子基準点を整備し地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフの想定震源域（陸地側）では、繰り返し発生する地震のメカニズム解明や地震発生の兆候等の把握に資するため、地殻変動監視体制が強化されている。



(国土地理院ホームページより)

第3項 県による地震に関する調査等

1 地震被害想定調査及び津波浸水予測

三重県では、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる地震を想定した被害想定調査等を以下のとおり実施し、地域防災計画等における地震・津波対策などに反映してきた。

(1) 三重県地域にかかる東海地震被害想定調査（平成4年度）

東海地震を対象とした被害想定調査を実施し、「三重県地域にかかる東海地震被害想定調査報告書」を平成4年6月に公表した。

(2) 三重県地域防災計画被害想定調査（平成8年度）

兵庫県南部地震を契機に、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした「三重県地域防災計画被害想定調査」を実施し、平成9年3月に公表した。

(3) 津波浸水予測（平成15年度）

国の中央防災会議において、平成13年6月に東海地震の想定震源域の見直しがなされ、それに基づく被害想定結果が平成15年3月に、東南海・南海地震の被害想定結果が平成15年9月にそれぞれ公表されたことから、国での調査結果をふまえ、本県においても東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波シミュレーション調査を実施し、三重県沿岸部への津波の来襲特性について検討するとともに、陸域への津波の氾濫特性についての検討結果として、津波浸水予測図を平成16年3月に公表した。

(4) 三重県地域防災計画被害想定調査（平成15～17年度）

上記(3)の中央防災会議からの被害想定結果や、地震調査研究推進本部地震調査委員会から提示された知見、新たに確立された被害想定手法、人口や建物に関する基礎データの経年変化等を考慮し、本県に大きな影響を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした被害想定を実施し、「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」を平成17年3月に、「三重県地域防災計画被害想定データブック」を平成18年3月に公表した。

(5) 津波浸水予測（平成23年度）

東日本大震災では、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われたことから、このような教訓をふまえて、津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含む、津波避難体制について早急に検討する必要がある。

一方、国の中央防災会議専門調査会では、今後の津波防災対策の基本的な考え方について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とされた。

そこで、平成16年3月に公表した県津波浸水予測図（東海・東南海・南海地震連動、M8.7）では十分反映できていない規模の津波に対応するため、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測地域を提示し、県及び県内各地域における津波対策を立案するための基礎資料とすることを目的として、平成24年3月に新たな津波浸水予測図を公表した。

(6) 三重県地震被害想定調査（平成24～25年度）

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では、最新の科学的知見に基づく「理論上最大クラスの地震」のモデルに関する検討が行われ、平成24年3月に「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」が、同年8月には、第二次報告が公表された。また、中央防災会議に設置された防災対策検討推進会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループからは、平成24年8月に「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」が、平成25年3月には、第二次報告が公表された。

このような国の動きを受け、三重県においても、ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、県内の主要活断層である、養老-桑名-四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下型地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成26年3月に公表した。

2 活断層調査

兵庫県南部地震により地震を引き起こす活断層の存在が社会的関心を集めたことを契機に、以下のとおり活断層調査を実施してきた。

平成7～8年度及び平成13～14年度に鈴鹿東縁断層帯、平成9～13年度に布引山地東縁断層帯に関する調査をそれぞれ実施し、活断層の位置や過去の活動履歴等について検討を行った。得られた成果は、平成17年3月にとりまとめた三重県地域防災計画被害想定調査を実施する上での基礎資料とするとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会による活断層の長期評価のための基礎資料ともなった。

また、平成17～19年度には、県内全域の詳細な活断層図を作成し公表した。

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 防災思想・防災知識の普及計画

第1項 防災・減災重点目標

現状は家族3日分以上の食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認など、住民が地震からわが身を守るための備えが十分でないため、地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後3日間以上を生き延びるための自助の備えに取り組む環境を作る。

第2項 対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

ア 地域独自の防災訓練実施等への支援

イ 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

ウ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援

2 住民を対象とした対策

(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

ア 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布

イ 町の災害特性に応じた防災訓練の実施

ウ 防災講演会(研修会)等の実施

エ 町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

現状は地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。ま

た、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではないため、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引していけるよう図る。

第2項 対策

1 災害対策本部整備対策

(1) 災害対策本部体制

町災害対策本部（町役場）及び各支部（麻加江生活改善センター、中之郷生活改善センター、一之瀬公民館）による機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制整備を図る。

(2) 災害対策本部の設置及び設備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による代替エネルギー、衛星携帯電話の確保などの整備を進めておくものとする。

(3) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めるものとする。

(4) 災害対策本部機能の代替施設の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないように、災害対策本部機能を有する代替施設の整備に努めるものとする。

(5) 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、災害対策本部に隣接した場所に報道用スペースの設置を検討するものとする。

2 住民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。
また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

3 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

現状は自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、避難行動要支援者対策や津波避難対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていないため、自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化してネットワーク化が進み、自主防災組織活動カバー率の向上、消防団員数の増加を図る。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第1章 第3節 自主防災組織の育成・強化計画」に記載するところによる。

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

ア 訓練等の自主防災活動に対する支援

イ 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導

ウ 防災資機材の整備にかかる支援

エ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進

オ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

(2) 自主防災組織の結成促進

結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 住民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標

現状は防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではな

く、町内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にないため、防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係を構築し、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境の整備を図る。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第1章 第4節 ボランティア活動支援計画」に記載するところによる。

1 災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) ボランティアの受入にかかる協力関係・連携体制の構築

町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2 NPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 住民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

現状は企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られているため、企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策を推進し、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えを整える。

第2項 対策

1 企業・事業所を対象とした対策

- (1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進
災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。
 - (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。
 - (3) 自衛消防組織の活動支援
企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。
- 2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策
- (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

第6節 児童生徒・園児にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

現状は学校・保育所における書庫や備品固定等の耐震対策などの取組や、児童生徒・園児への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にあるため、すべての学校や保育所などにおいて必要な耐震対策をし、児童生徒・園児、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により児童生徒・園児の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図る。

第2項 対策

- 1 小中学校の防災対策の推進
 - (1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施
各学校では、「学校における防災の手引」により平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。
また、東日本大震災の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。
 - (2) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策
学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。
 - (3) 学校施設の安全点検
学校施設の点検を行い、必要な補修を行う。
 - (4) 児童生徒・園児の安全確保

登下校時等の児童生徒・園児の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒・園児の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒・園児、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

- (5) 児童生徒・園児への防災教育の推進
防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。
- (6) 教職員の学校防災人材の育成と活用
学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。
また、全ての基本研修で防災研修を実施する。
- (7) 家庭と連携した防災教育の推進
防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 小中学校所在地域及び住民を対象とした対策(教育委員会)

- (1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。
災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行っておく。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

保育所等については、小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進する。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

現状は避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の命を救うための避難対策、避難行動要支援者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいないため、避難場所等の整備を進め、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定し、地域において津波避難や避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定を進めるなど、避難行動要支援者の避難対策に最大限配慮した地域づくりを進める。

第2項 対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

(3) 避難指示基準の策定等

避難の指示、勧告を行う場合、地震の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

ア 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

イ 収容避難

地震、地震災害等により家屋が全壊、半壊し、生活の拠点を失った場合。

ウ 指示勧告の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、メール配信システム等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(4) 避難誘導対策

避難にあたっては、高齢者、幼児、障害者、病人等の避難行動要支援者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制及び避難行動要支援者情報の把握、観光客等多数の避難者の集中、混乱を想定した避難誘導體制を整備するものとする。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

(5) 避難所運営対策

県の実施する避難所運営対策に沿った、町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

(6) 避難行動要支援者対策

県の実施する避難行動要支援者対策に沿った、町、地域の実情に応じた避難行動要支援者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第2章 第21節 避難行動要支援者対策」に記載するところによる。

(7) 観光客、帰宅困難者等対策

企業との連携を図りながら、観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

(8) ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

第3章 地震に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

現状は防災上重要な公共施設について、高レベルの地震動でも人命等に重大な影響を生じさせることのない耐震性が求められているが対策が追いついていない。また、発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でないため、防災上重要な公共施設における耐震化等の対策を進め、どの時間に地震が発生しても、揺れによる負傷者を出さず、公共施設の機能を維持できるよう整備する。また、応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の構築を図る。

第2項 対策

1 建築物等の耐震化

(1) 町の建築物

県有建築物同様、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

(2) 一般建築物

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、県有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることから人命の確保・復旧費用の低減に資することから木造住宅の耐震化を促進する。

(3) ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものへの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

(5) その他工作物等対策

町及び防災関係機関は、看板、広告物、自動販売機等のその他工作物の設置者に対して、落下及び転倒防止など、災害防止対策の普及と啓発に努める。

2 技術者の養成

町は、既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、建築士及び町職員等に対して講習会への参加を支援するなど、技術者の養成を図る。

3 被災建築物応急危険度判定体制

(1) 応急危険度判定体制の整備

町は、その区域において災害（地震）により多くの建築物が被災し、応急危険度判定を実施するに当たり、判定方法、判定技術者の権限、身分証明、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携を取れるよう体制整備に努める。

(2) 応急危険度判定コーディネーターの養成

応急危険度判定の実施は、町災害対策本部内に判定実施本部を設置し、その旨を県に報告するとともに判定士の派遣を県に要請することになるが、町は、判定実施本部等と判定士との連絡調整に当たる応急危険度判定コーディネーターの役割を担う町担当職員の養成に努める。

4 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努める。

5 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第2節 文化財災害予防計画

第1項 防災・減災重点目標

町は、文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

第2項 対策

1 文化財の防災意識の普及と啓発

町には、国指定重要文化財である注連指正法寺の木造十一面観音立像をはじめ、一之瀬地区及び棚橋区、下久具区に伝わるお頭神事の神具等を、長年丁重に保存されてきた文化財がある。町は、かけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、文化財の所有者又は管理者に対する防火意識の高揚と防火対策の徹底を図っていく。

2 文化財の災害予防体制の確立

(1) 防災予防体制の整備

ア 町は、防災関係機関及び地域住民との連携により、自衛組織の確立を図り初期消火に努めるとともに、消防用設備等の整備を図る。

イ 文化財の所有者又は管理者は、防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理

体制の充実とともに、消防用設備等の設置に努める。

(2) 建築物等の災害予防（耐震）対策

文化財の所有者又は管理者は、建築物及び美術工芸品等の文化財の点検を平素から徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し、速やかに災害被害の予防対策（耐震改修、転倒・転落防止の措置等）を講ずる。

(3) 復旧のための記録等の作成

教育委員会は、文化財が被害を受けた時を想定し、復旧を的確かつ速やかに行うため、あらかじめ文化財を写真やビデオ等に記録しておくものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1項 防災・減災重点目標

町及び県は、地震防災対策特別措置法第4条から第6条に規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実する。

第2項 対策

計画対象事業は、地震防災対策特別措置法第3条各号で示す以下の施設であり、第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年度～平成27年度）に基づき、施設を整備する。

3条 1号 避難地

3条 2号 避難路

3条 3号 消防用施設

3条 4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

3条 5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

3条 6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

3条 7号 公的医療機関等の改築又は補強

3条 8号 社会福祉施設の改築又は補強

3条 9号 公立の小学校又は中学校の改築又は補強

3条 10号 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校の改築又は補強

3条 11号 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の補強

3条 12号 津波発生時における円滑な避難確保のため海岸保全施設又は河川管理施設

3条 13号 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

3条 14号 地域防災拠点施設

3条 15号 防災行政無線施設その他の施設又は設備

3条 16号 飲料水、電源等の確保のための井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

3条 17号 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

3条 18号 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等の応急的な措置に必要な設

備又は資機材

3条19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

3条20号 前各号のほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

第4節 公共施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

現状は道路、河川にかかる公共施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が十分でなく、地震災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じるおそれがあるため、町内のどの地域においても、地震災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、河川にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策を進める。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第2章 9節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画」に記載するところによる。

1 道路の防災・減災対策

(1) 道路の点検整備

ア 危険箇所の点検及び施設の整備をはじめ、異常気象時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制の整備等を実施して、安全を確保する。

イ 各施設の総点検を行い、必要により改築事業を実施して災害に強い道路づくりを推進する。

ウ 道路整備事業計画に基づき、災害時における重要度を勘案して事業を推進する。

(2) 橋りょうの点検整備

ア パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋りょうの保全を図る。

イ 既設橋りょうの補修は、老朽度、架設年度、耐震強度、交通量、幅員設計荷重、将来の道路計画等を勘案し、整備の促進を図る。

ウ 道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、これを道路情報表示装置等により道路利用者への情報提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

(3) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

第5節 危険物施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

現状の危険物施設等の地震対策について、“揺れ”対策については法令に基づく耐震化等の取組が進められているが、“津波”対策については法令が未整備で、事業者によって課題認識

や取組にばらつきがあるため、危険物施設等について耐震性を確保し、津波に対しても事業者において被害予測をふまえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策を講じる。

第2項 対策

＜消防機関が実施する対策＞

1 危険物施設

- (1) 管理監督者に対する指導等
消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、管理監督者に対して施設の維持管理等について指導する。
- (2) 輸送業者等に対する指導等
危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。
- (3) 取扱作業従事者に対する指導等
危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。
- (4) 施設の耐震化・耐浪化の促進
施設の耐震化・耐浪化の強化を促進する。
- (5) 防災訓練の実施等の促進
施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

第6節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、さらなる推進が求められているため、地盤災害の対策に資する事業を着実に進め、発生した場合に特に大きな人的被害をもたらす可能性が高い地盤災害への対策を適切に講じる。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第2章 第12節 砂防、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊対策計画」に記載するところによる。

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。

- (1) 避難所の設置
- (2) 避難勧告及び指示等の発令時期決定方法
- (3) 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法

- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知
- (6) 土砂災害危険箇所等の把握
- (7) 土砂災害危険箇所等のパトロール

(8) その他必要事項

土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 ため池改修事業

町内のため池は、水田の約40%の水源として重要な役割を果たしているが、大半が江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有していることから、ため池一斉点検の判定結果に基づき、優先度の高いものから改修工事を進めていく。

3 液状化対策

(1) 被害防止対策の実施

施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(2) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、津波災害や広域支援を想定した検証が十分でないため、南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備を着実に進める。

第2項 対策

1 町における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(2) 陸上輸送対策

ア 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

イ 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所の道路構造強化を進める。

また、緊急輸送道路沿いの大規模建築物の耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 航空輸送対策

ア 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

現状は地震の規模や発生の時間帯によっては、必要な数の職員が確保できずに災害対策本部の立ち上げが遅れる可能性がある。また、大規模地震発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時及び発災後の混乱が予測されるため、どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制を整備する。また、発災時の公的施設等の使途が明確に定め、町が的確に災害対応にあたることのできる体制を整える。

第2項 対策

<町(災害対策本部)を対象とした対策>

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員への防災教育・防災訓練の実施

町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう職員災害時対応マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

(1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2) 地震・津波に関する一般的な知識

(3) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

- (4) 東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
- (9) 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証

3 職員の防災対策の推進

職員は、「第2部 第1章 第1節 防災思想・防災知識の普及計画」において住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

<消防機関を対象とした対策>

1 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2) 消防用設備の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防用水の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

現状は発災直後(特に夜間等)の町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でないため、どの時間帯に地震が発生しても、災害対策本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制を、県、町、防災関係機関において整える。

第2項 対策

1 災害対策本部を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 地震災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、全国瞬時警報システムや県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

町防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震対策に留意し、導入後においては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用(基本法第57条)及び優先使用(同法第79条)について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標

現状は耐震化がなされていない災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に加入している病院が主に二次・三次救急医療機関にとどまっている。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でないため、災害拠点病院等において医療に必要な施設の耐震化を進める。ま

た、二次・三次救急医療機関だけでなく、救急告示医療機関もEMISに加入し、さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制を整える。

第2項 対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について伊勢地区医師会と協議して計画を定める。軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

ウ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

エ 医薬品等の確保体制

三重県薬剤師会伊勢支部と連携体制を整え、救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

2 住民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

第4節 応援・受援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

現状は地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。また、応援体制についても十分な調整がなされていないため、応援受入のための拠点整備を行い、発災直後からの応援受入ができる体制を整える。また、災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制を整える。

第2項 対策

1 町(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

各市町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を図る。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄及び調達計画、救援物資等の受入計画、並びにこれら物資の供給計画が未整備で、準備体制が十分でないため、大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給にかかる計画を整備し、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整を図る。

第2項 対策

1 町における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

ア 計画の対象とする災害時用物資等の品目

イ 備蓄の対象とする災害時用物資等の品目と数量

ウ 備蓄場所及び備蓄数量

エ 災害時の調達対象とする災害時用物資等の品目と調達可能数量

オ 調達の体制及び調達の方法

- カ 広域的な救援物資の受入体制
- キ 応急対策期における食料や生活物資等義援品の受入体制
- ク 物資等の集積場所としての広域防災拠点施設及びその周辺施設の活用手法
- ケ 物資等の荷役・仕分け要員の確保
- コ 物資等の搬送手段の確保

- (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄
避難所の場所等を勘案し、災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。
- (3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄
災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

- (1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築（各物資等調達協定締結部署）
災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

ア 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、町が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

精米については、町内の卸売業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の把握を行っておく。

イ 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、町が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3 住民を対象とした対策

- (1) 家庭における災害用備蓄の促進
住民に対して各家庭における発災後3日以上以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。
- (2) 地域における災害用備蓄の促進
避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっているため、ライ

ライン関係機関の有機的な連携体制を構築し、必要な情報共有や防災対策活動を行い、総合的なライフライン対策に取り組む。

第2項 対策

1 上水道施設(町管理)等を対象とした対策

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町等との連絡、協調に努める。

(1) 耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、運搬給水として給水タンクによる給水体制を構築し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定(H9.10.21 締結)」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書(H7.12.1締結)」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、県や関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

第7節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

図上訓練では、新たな災害対策本部体制における各機関の任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。また実動訓練では、発災後の様々な場面展開(発災後の被災者のニーズ変化など)を想定した訓練が実施できていないため、図上訓練では、災害対策本部の機能を十分に発揮し、災害対応力が段階的に高められる訓練を実施する。また実動訓練では、住民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場面を想定して実施する。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第1章 第2節 防災訓練実施計画」に記載するところによる。

1 町における対策

(1) 多様な防災訓練の実施

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、避難行動要支援者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

(2) 県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、避難行動要支援者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

現在の災害廃棄物処理計画は、一般的な規模の災害の想定のもと、住民の健康、安全確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を目的として策定されており、地震被害等による広域的な大規模災害を想定した計画としては不十分であるため、南海トラフ地震の被害想定に基づき、町で災害廃棄物処理計画を策定し、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系を構築する。

第2項 対策

1 町災害廃棄物処理計画策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町の地域防災計画と整合を取り、「町災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市は県と必要な調整を行い、町は、広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

町は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を協定等により選定しておく。

3 廃棄物処理施設の耐震対策等

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から地震災害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動態勢の整備

【主担当：総務消防班】

第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 災害対策本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 災害対策本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第1章 第1節 活動体制」に記載するところによる。

1 活動体制

町域に震災が発生した場合は、町災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び町域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

(1) 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ア 配備基準（参集基準）
- イ 組織体制
- ウ 組織内の事務分掌
- エ 職員動員伝達系統

(2) 県緊急派遣チームとの連携

県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

2 応援要請

「第3部 第1章 第6節 広域的な応援・受援体制の整備」を参照。

第3項 配備基準

1 配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある非常事態における町職員の配備基準を次に示す。

種別	配備時期（非常事態）	配備内容 （町職員の対応等）
	地震予知・発生	
第1配備 （準備体制）	1 度会町で震度4の揺れが観測されたとき。 2 東海地震の「観測情報」が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部は準備体制をとる。 配備要員：5名以上 （第1配備表による。）
第2配備 （警戒体制）	1 度会町で震度5弱の揺れが観測されたとき。 2 度会町以外の県内で震度5強の揺れが観測されたとき。 3 東海地震の「注意情報」が発表されたとき。 4 その他、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部は警戒体制をとる。 配備要員：本庁全職員の半数以上 （第2配備表による。）
第3配備 （非常体制）	1 度会町で震度5強以上の揺れが観測されたとき。 2 東海地震の「予知情報（警戒宣言）」が発表されたとき。	災害対策本部は非常体制をとる。 配備要員：全職員

2 町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、基本法第23条の規定に基づき設置する組織であり、その大綱は、度会町災害対策本部設置条例（昭和37年度会町条例第19号）の定めるところによるが、機構及び所掌事務の概要は、次のとおりである。なお、町災害対策本部を設置した場合は、度会町水防本部の活動を包括する。

（1）町災害対策本部の設置

町災害対策本部は、前項2における（1）配置基準に該当する場合、度会町役場内に設置する。

（2）町災害対策本部の廃止

町長は、町の地域について、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

（3）町災害対策本部組織の概要

ア 町災害対策本部に、本部長、副本部長、指揮者、班長及び班員を置く。

イ 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。

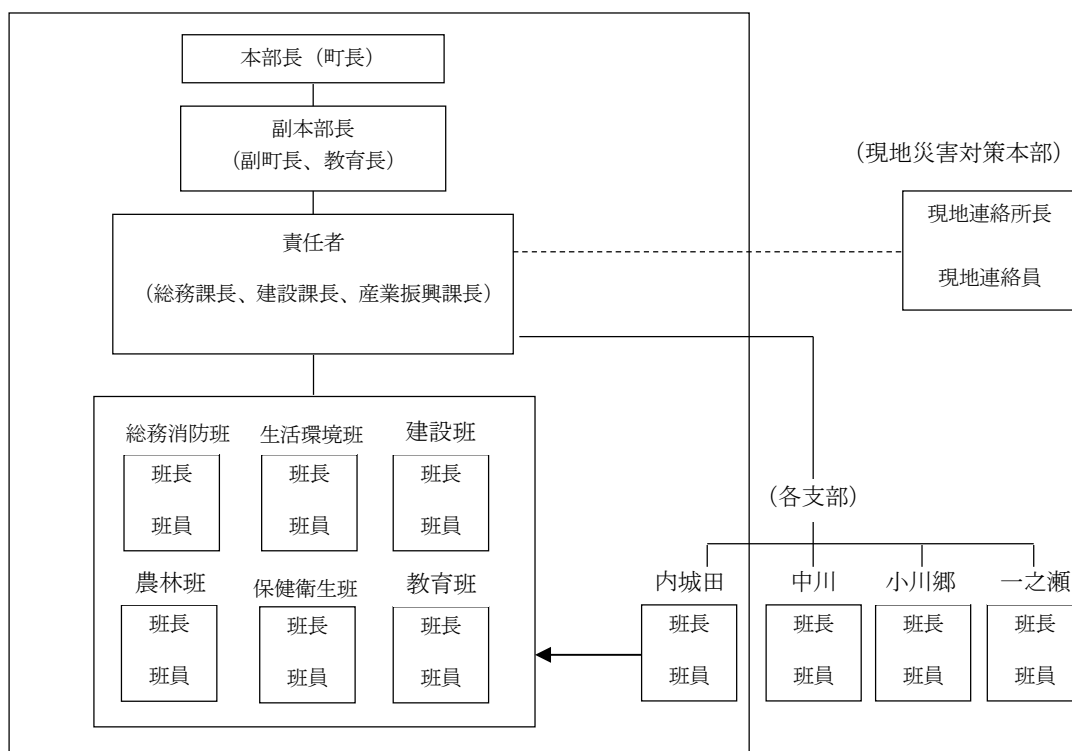
ウ 町災害対策本部の機構及び所掌事務は、おおむね次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各部各班の相互応援体制をとる。

エ 災害警戒・災害発生初動時（おおむね災害発生後24時間程度）に職員がとる対応については、職員初動マニュアルにより定める。

オ 本部長不在のときは、副本部長、指揮者、責任者（総務課長、建設課長、産業振興課長）の順で本部長の職務を代理する。

カ 町災害対策本部の組織図

(災害対策本部)



キ 町災害対策本部各組織の所掌事務

班名	構成員	所掌事項
総務消防班 【班長】 総務課長	総務課 政策調整室 出納室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部及び防災会議の運営に関する事 2 災害対策の全般に関する事 3 気象予警報、情報等の伝達並びに被害状況の収集に関する事 4 本部職員の動員及び安否確認に関する事 5 県本部への災害速報に関する事 6 避難所の開設の指示に関する事 7 避難準備情報、避難勧告又は指示の伝達及び避難誘導に関する事 8 各班及び関係機関との連絡及び調整に関する事 9 町有車両の配車に関する事 10 被災者の救助及び物資の輸送に必要な車両の確保に関する事 11 防災行政無線の通信の確保に関する事 12 災害用臨時電話等の施設に関する事 13 自衛隊の災害派遣要請に関する事 14 消防署員の出動要請に関する事 15 防災ヘリコプターの災害派遣要請に関する事。 16 災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事 17 町有財産、営造物の災害対策に関する事 18 町有財産の被害調査に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 19 災害予算等町財政に関すること 20 職員の罹災給付に関すること。 21 公安の維持等について警察に協力すること 22 罹災地の民心安定に関すること 23 一般住宅家屋の被害調査に関すること 24 重要施策の企画及び総合調整に関すること 25 災害関係の広報に関すること 26 報道機関への対応に関すること 27 ケーブルテレビ及びホームページに関すること 28 交通状況の把握に関すること 29 路線バス及び町営バス等運行に関すること 30 水防に関すること 31 出火防止の広報 32 消防に関する情報の収集、伝達 33 消火活動 34 救急、救助活動 35 その他状況に応じた消防活動 36 死体の捜索に関すること 37 危険物等の取締りに関すること
<p>生活環境班 【班長】 生活環境課長</p>	<p>生活環境課 美化センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の災害対策に関すること 2 水道施設の復旧対策に関すること 3 応急給水に関すること 4 水質検査に関すること 5 衛生材料等の供給に関すること 6 死亡獣畜の処理に関すること 7 塵芥処理、廃棄物処理に関すること 8 災害発生時における公害防止に関すること 9 油流出等汚染に関すること 10 し尿処理に関すること
<p>建設班 【班長】 建設課長</p>	<p>建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害調査及び応急復旧に関すること 2 町有施設の応急補修に関する指導、調整に関すること 3 避難場所、収容施設の建設と応急補修に関すること 4 道路、橋梁、河川、海岸、港湾、堤防、砂防等の応急復旧に関すること 5 応急仮設住宅の建築に関すること 6 応急資材器具等の調達に関すること 7 被災者に対する住宅金融公庫の融資に関すること 8 公営住宅の災害対策等に関すること

<p>農林班 【班長】 産業振興課長</p>	<p>産業振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物の被害調査及び応急対策に関すること 2 救助用食料等の調達・供給に関すること 3 種苗対策に関すること 4 罹災家畜収容並びに家畜伝染病予防に関すること 5 治山、林道その他林業その他林業用施設の被害調査及び応急復旧に関する こと 6 生活改善センター等の災害対策及び被害調査に関すること 7 町有林の被害調査に関すること 8 林産物の被害調査及び応急対策に関すること 9 商工観光関係の災害対策に関すること 10 被災業者等への金融に関すること 11 集団移転に関すること 12 観光客に対する安全対策に関すること 13 観光施設等の被害調査に関すること
<p>保健衛生班 【班長】 福祉保健課長 税務課長 住民課長</p>	<p>福祉保健課 税務課 住民課 保育所 地域交流センター 子育て支援センタ ー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救助に関すること 2 救助法の適用に関すること 3 救助法運用の連絡調整に関すること 4 応急救助に関すること 5 要援護者等の保護に関すること 6 救助物資の供給に関すること 7 要援護者等への救急用主食に関すること 8 要援護者等への救急用炊出しに関すること 9 社会福祉協議会等の連絡調整に関すること 10 ボランティアの受け入れに関すること 11 老人会等奉仕団の動員に関すること 12 災害義援金品の募集配分に関すること 13 被災世帯に対する生活保護及び厚生資金に関すること 14 被災一人親世帯及び独居老人世帯の保護対策に関すること 15 食品衛生に関すること 16 被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関すること 17 被災者の国民健康保険に関すること 18 死体の埋火葬に関すること 19 住民の安否に関すること 20 児童福祉施設及社会福祉施設等の災害対策並びに被害調査に関すること 21 保育所園児の災害防止に関すること 22 被災地における保育所の開設運営について 23 被災地への医療班派遣に関すること 24 救護所の開設に関すること 25 防疫に関すること 26 入院治療を要するものの収容に関すること

		27 医薬品の供給に関すること 28 災害時に必要な物品の出納に関すること 29 仮設トイレ・風呂に関すること 30 救助用食料等の炊出しに関すること 31 罹災証明に関すること 32 被災による徴税の減免に関すること 33 愛玩動物に関すること
教育班 【班長】 教育委員会事務局長	教育委員会事務局 小・中学校 中央公民館	1 学校施設並びに教育委員会所管の施設の災害対策及び被害調査に関する こと 2 被災生徒児童に対する避難及び授業に関すること 3 被災生徒児童の保健管理に関すること 4 被害救助用教科書の支給に関すること 5 災害時における学校給食の対策に関すること 6 社会体育、社会教育施設の災害対策に関すること 7 文化財の災害対策及び被害調査に関すること 8 教職員の災害対策のための動員確保に関すること

(注) 1 各班は、本分担任務によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担任するものとする。

(4) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、現地の直接的な対策の実施に当たるものとする。現地連絡所長は本部長が指名し、関係各班等より地区連絡員を派遣する。現地連絡所長及び地区連絡員は、気象予警報、避難指示等の住民の連絡、被害状況その他防災全般について地元区長と調整し、町災害対策本部と連絡を密にする。

4 防災関係民間団体の協力

町は、その所掌事務に関係する民間団体等に対し、震災時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

第2節 災害対策要員の確保

第1項 活動方針

災害応急対策活動を行うのに必要な人員を把握し、災害応急活動を確実にするために、災害

応急対策要員を動員し、配備する。

第2項 対策

1 町災害対策本部要員の確保

(1) 動員、配備の方法

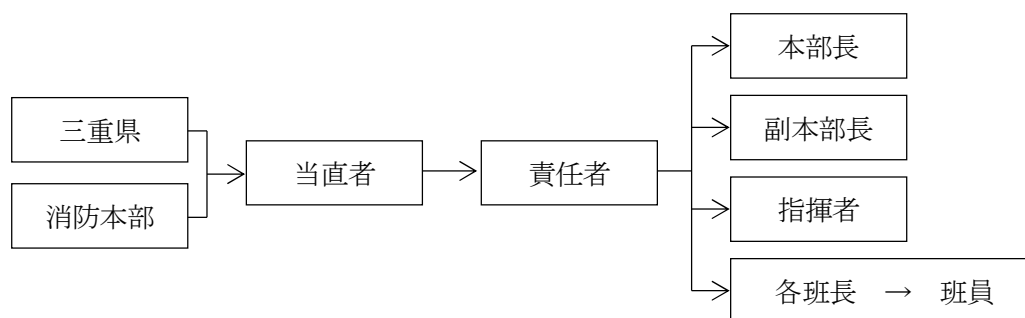
平常時から、動員対策要員を指定し、ローテーションを含めた24時間即応可能な配備体制を整備する。本部長が決定した配備体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

ア 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、副本部長→指揮者→責任者→各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるときは、次のとおり非常伝達する。また、副本部長・指揮者は所属班長を招集し、配備体制下の班員の動員を行う。



(イ) 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、防災無線、職員メール又は急使のうち最も敏速に行える方法による。

(ウ) 各班長は、所属の各班員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

(2) 配備報告

各班長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告するものとする。

2 他への応援要請

(1) 国、県及び他市町に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣（基本法第29条第2項）、県及び他市町職員の派遣（地方自治法第252条の17）等を知事及びその長に対し要請するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

消防活動に要する人員が不足する場合には、町は、県及び近隣市町に応援を求めるもの

とする。

(3) 日本赤十字社奉仕団の応援要請

町災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、南勢志摩地方部（健康福祉部）に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

(4) 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、「第3部 第1章 第4節自衛隊への災害派遣要請等」に定めるところにより派遣を要請するものとする。

(5) 相互応援協定の活用

特殊災害に対処するために締結された各種協定を活用し、防災関係機関の応援を要請するものとする。

ア 三重県内消防相互応援協定

イ 災害時における医療救護活動についての協定

ウ 三重県水道災害広域応援協定

エ 三重県市町災害時応援協定

オ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定

第3節 通信機能の確保

【主担当：総務消防班】

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 対策

1 通信手段の確保

通信手段の確保については、町防災行政無線等を利用するほか、特に必要があるときは、電

話・電報施設の優先利用、警察通信設備、非常無線、公共放送等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

(1) 町防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため町防災行政無線（同報系：こうほうわたらい、移動系：ぎょうせいわたらい）を活用する。

第2部 第2章 第5節「通信及び放送施設災害予防計画」参照

資料編 移動系及び同報系の防災行政無線の現況

(2) 県防災行政無線による通信

震災時において県、南勢志摩地域活性化局等各関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行う。

(3) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(4) 消防無線による通信

消防機関を通じて通報するものとするが、この場合あらかじめ、通信設備の使用の承認を得るものとする。

(5) 電話による通話

町及び関係機関は、通信設備の優先利用について、NTT西日本三重支店とあらかじめ協議し、使用手続を決めておくものとする。

ア 非常通話…天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、すべての手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話…火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合、災害の予防、救援、復旧等を内容とする通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

ウ 衛生携帯電話

(6) 電報による通信

災害のための緊急を要する電報については、発信紙の余白に「非常」と朱書して、NTT支店、営業所に差し出すものとする。

ア 非常電報…天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、すべての電報に優先して取り扱われる。

イ 緊急電報…非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため緊急発信を必要とする電報については、非常電報の次順位として取り扱われる。

ウ 電話により電報を差し出す場合は、市街局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。（※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付）

(ア) 非常又は緊急扱いの電報の申し込みであること

(イ) 発信電話番号と機関名

(ウ) 電報の宛先の住所と機関などの名称

(エ) 通信文と発信人名

(7) 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためN T Tが防災関係機関（市町等）に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報する。

(8) 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、次の要領で非常無線通信を利用して通信するものとする。（非常無線通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。発信者は電報発信紙、その他適宜の用紙にカタカナ又は漢字まじり文で明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。ただし、一通の通信文の長さは200字以内とする。なお、通報依頼に当たっては、次の事項を明記して行う。

(ア) あて先の住所氏名（電話がわかれば記入のこと）

(イ) 本文

(ウ) 発信人住所氏名（電話があれば番号記入のこと）

(エ) 余白に「非常」と必ず記入のこと。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関（本町の場合は伊勢市消防署度会出張所）に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(9) 公共放送の活用

基本法第55条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、公共放送の活用を行う。

(10) アマチュア無線の活用

アマチュア無線の活用は、町防災行政無線「ぎょうせいわたらい」が混乱若しくは使用不能となった場合に日本アマチュア無線連盟三重県支部等の協力を得て、アマチュア無線の活用を行う。

(11) インターネット・パソコン通信の活用

常に情報の交換が可能である特性を生かし、町内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報についても極力利用することとする。

2 通信設備の応急復旧

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県及び防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

町は、専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図るとともに、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努める。

(2) 応急用資機材の確保

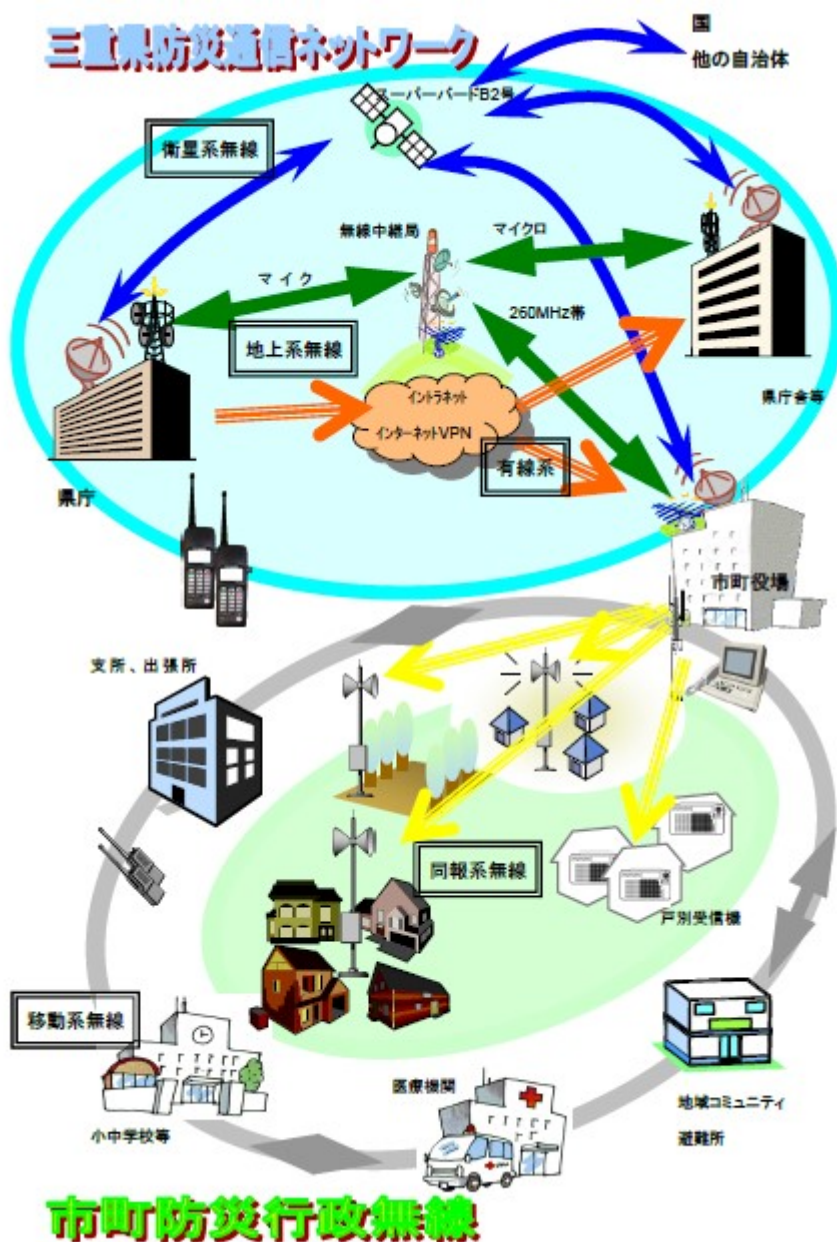
町は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）移動無線等の仮回線用資機材など、応急資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行う。

<計画関係者共通事項等>

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	メリット	デメリット
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な通信手段で取り扱いが容易 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> 地上系及び衛星系無線は、県⇄市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い 有線系設備は、町、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
町防災行政無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> 町→住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と公用車等に配備する移動系からなる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 衛星系無線設置町が国や全国自治体と直接連絡可能 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ電話等が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄（地方部）⇄町の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえHP、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえHPにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的にかなり弱い

消防救急無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部⇄消防署、消防車・救急車等の間の無線網 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> 通信インフラの整備されていない場所での通話が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害に対し、相対的に弱い 衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない



＜町が実施する対策＞

町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

第4節 自衛隊への災害派遣要請等

【主担当：総務消防班】

第1項 活動方針

- 住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊の支援を必要とする場合、県に対して迅速に派遣要請等をを要求する。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第2章 第1節 自衛隊災害派遣要請」に記載するところによる。

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

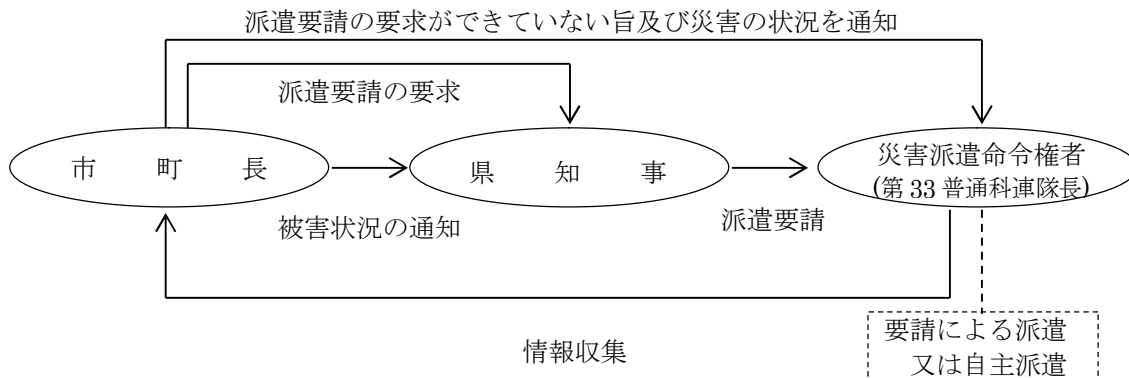
ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。



※緊急時派遣要請要求先電話番号
 防災対策部防災対策課 059-224-2189
 陸上自衛隊第33普通科連隊長
 所在地 津市久居新町
 電話 059-255-3133
 三重県防災行政無線 5221

※災害派遣の要請手続図中に記入

《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

- ア 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙3により、知事へ撤収要請を行う。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日
知 事 あ て
(市町長) 印
自衛隊の災害派遣要求について
災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣を要求します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 派遣を希望する活動内容
(3) 連絡場所及び連絡者

(別紙3) 撤収要請書(知事あて)

年 月 日
知 事 あ て
(市町長) 印
自衛隊の撤収要請要求について
このことについて、自衛隊法第 83 条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。
記
1 撤収要請日時
平成 年 月 日 時 分
2 派遣要請日時
平成 年 月 日 時 分
3 撤収作業場所
撤収作業内容

第5節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主担当：総務消防班】

第1項 活動方針

- 気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、即時に町民に情報提供する。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、県と連携して住民や地域の協力を積極的に求める。
- 被害情報等の収集・伝達にあたっては、職員を現地派遣するなどして、確実な情報収集を図る。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

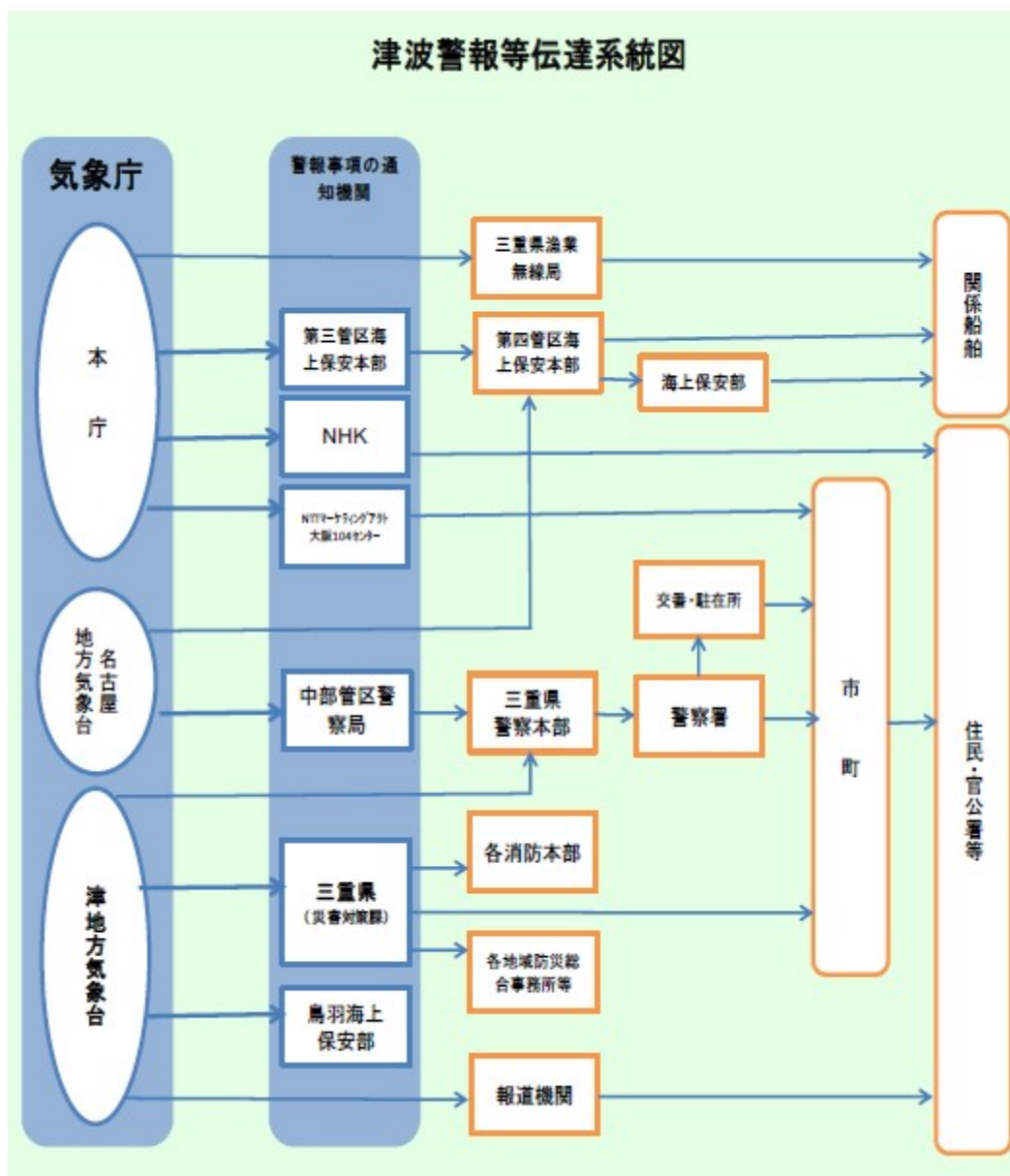
第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第1節 被害情報収集・連絡活動」に記載するところによる。

<計画関係者共通事項等>

1 警報等の伝達系統

警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。



(主な伝達系統)

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	市町	・市町防災行政無線	住民 官公署等
中部管区警察局	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・FAX	市町
第三管区海上保安本部	・専用電話 ・専用FAX	第四管区海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶
NHK各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
NTT西日本 (NTTマーケティングアクト大阪104センター)	・一般電話 ・FAX	市町 (津波警報のみ)		
三重県漁業無線局	・無線	関係船舶		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

- ア 警報等連絡発受にあたっては、確実に期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。
- イ 警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。
- ウ 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

＜町が実施する対策＞

1 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

町内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災害対策本部にその状況等を報告するが、県災害対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

ア 通常時（消防庁応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

イ 夜間・休日時（消防庁 消防防災・危機管理センター）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災害対策本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

2 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

【広報内容】

ア 災害発生状況（被害状況）

- イ 気象状況
- ウ 災害対策本部に関する情報
- エ 救助・救出に関する情報
- オ 避難に関する情報
- カ 被災者の安否に関する情報
- キ 二次災害危険性に関する情報
- ク 主要道路状況
- ケ 公共交通機関の状況
- コ ライフラインの状況
- サ 医療機関及び救護所等の状況
- シ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ス 公共土木施設状況
- セ 防疫・衛生に関する情報
- ソ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- タ ボランティア及び支援に関する情報
- チ 住宅に関する情報
- ツ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

3 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

第6節 広域的な応援・受援体制の整備

【主担当：総務消防班】

第1項 活動方針

《応援体制》

- 町が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。

《受援体制》

- 県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。

第2項 対策

《応援体制》

1 各協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、市町の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。
また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。
また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第7節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

【主担当：総務消防班】

第1項 活動方針

- 大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、基本法に基づき指定地方行政機関、県及び市町に対する応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期するものとする。

第2項 対策

1 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援隊を要請する。なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、原則として本町がこれを負担する。

- (1) 災害時における国、県及び他市町に対する職員の応援要請（「第3部 第1章 第2節 災害対策要員の確保」を参照）

町長（町災害対策本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣（基本法第29条第2項）、県及び他市町職員の派遣（地方自治法第252条の17）等を知事及びその長に対し要請するものとする。

- (2) 消防活動の応援出動の要請（「第3部 第3章 第1節 救助・救急及び消防活動」を参照）

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

- (3) 救助活動の応援要請（「第3部 第3章 第1節 救助・救急及び消防活動」を参照）

町長（町災害対策本部長）は、町内の消防機関で救助活動の対応できない場合、「三重県

内消防相互応援協定」に基づく三重県緊急消防救助隊の応援出動を要請する。

- (4) 医療・救護活動の応援等（「第3部 第3章 第2節 医療・救護活動」を参照）
 実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、南勢志摩地方部に対し、医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請等を行い実施する。要請又は連絡に当たっては、次の事項を明示して行う。
- ア 医療及び助産救助の実施場所
 - イ 救助を必要とする対象人員及び医療機関の状況
 - ウ 救護の状況
 - エ その他必要な事項
- (5) 水防活動の応援要請（「第3部 第2章 第2節 水防計画」を参照）
 水防管理者（町長）は、緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体及び消防機関の出動を要請し、又は伊勢警察署の協力を要請することができる。
- (6) 簡易水道の応急対策（「風水害対策編 第3部 第3章 第10節 公共施設・ライフライン施設応急対策」を参照）
 町のみでの対応が困難な場合、県内市町相互の応援協力はもとより、日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定（H15.7.1締結）を活用する。
- (7) 相互応援協定の活用（「第3部 第1章 第2節 災害対策要員の確保」を参照）
 特殊災害に対処するために締結された各種協定を活用し、防災関係機関の応援を要請するものとする。
- ア 三重県市町災害時応援協定
 - イ 三重県内消防相互応援協定
 - ウ 災害時における医療救護活動についての協定
 - エ 三重県水道災害広域応援協定
 - オ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定

2 受入体制

応援部隊（者）の受入先及び活動拠点は、「町役場」を予定しているが、規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、町災害対策本部会議において決定する。

第8節 災害救助法の適用

【主担当：総務消防班、保健衛生班】

第1項 活動方針

- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 対策

1 救助の実施

知事から委任を受けた救助を実施するとともに、その実施状況について知事へ報告する。

2 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

(1) 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する

(2) 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

標準税収入見込み額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込み額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込み額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込み額の4/100以下の部分	90/100

3 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、町における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

(1) 適用の条件

ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。

イ 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。

ウ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

ア 町域内において40世帯以上の住家が滅失したとき（施行令 第1条 第1項 第1号）。

イ 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において20世帯以上の住家が滅失としたとき（施行令 第1条 第1項 第2号）。

ウ 県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき（施行令 第1条 第1項 第3号）。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（施行令第1条 第1項第4号）。

(3) 被災世帯の算定基準

ア 全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。

イ 住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

4 救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

- ア 収容施設の供与（避難所の設置、応急仮設住宅の給与）
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害に遭った者の救出
- カ 災害に遭った住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

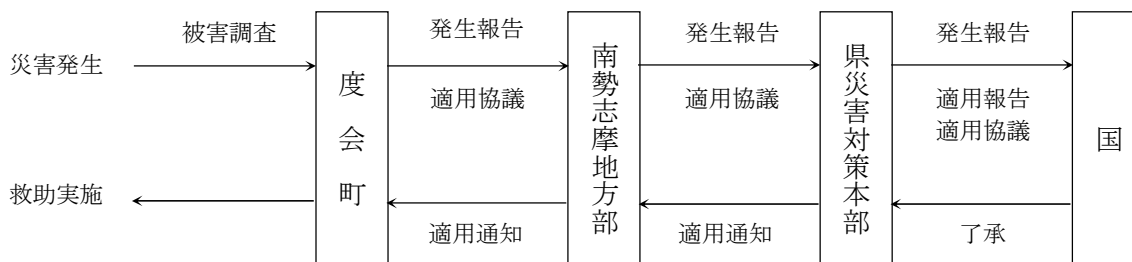
(3) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

5 適用手続

(1) 町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、町は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

救助法適用に関する情報伝達系統



人口	世帯数	第1号	第2号
8,515	2,635	40	20

※ 人口、世帯数は平成22年国勢調査を基礎とする平成25年12月1日現在の推計値

※ 災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

平成24年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 ホテル、旅館を活用した避難所の設置も対象とする。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地へ避難する必要がある者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 ただし被災者が一時縁故地などへ避難する場合は、こ	被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
			の期間内に3日分を現物により支給することができる。																																							
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	費用は水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料日並びに薬品																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うこと。 イ被服、寝具及び身の回り品 ロ日用品 ハ炊事用具及び食器																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,200</td> <td>22,200</td> <td>32,700</td> <td>39,200</td> <td>49,700</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,500</td> <td>36,900</td> <td>51,400</td> <td>60,200</td> <td>75,700</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,300</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400	半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																			
全壊全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300																																			
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400																																			
半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400																																			
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300																																			
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																						
被災者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																						
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内																																							

第3部 第1章 災害対策本部機能の確保

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	壊した者			
学用品の 給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,100 円 中学校生徒 1人当たり4,400 円 高等学校等生徒 1人当たり4,800 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000 円以内 小人（12歳未満） 160,800 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,300 円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,000円以内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1 世帯当り 133,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	範囲	費用の限度額	期間	備考
	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※ この表は、災害救助法施行細則の概要であり、原則として毎年度改正を行うため、適用時点の基準を用いる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当：建設班】

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震発生後は、町内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第8節 交通応急対策」に記載するところによる。

1 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策>3 緊急輸送道路の確保(3) 路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

(参考) 県が実施する対策

2 交通規制の実施〈緊急交通路の指定〉

(1) 路上放置車両等の移動等

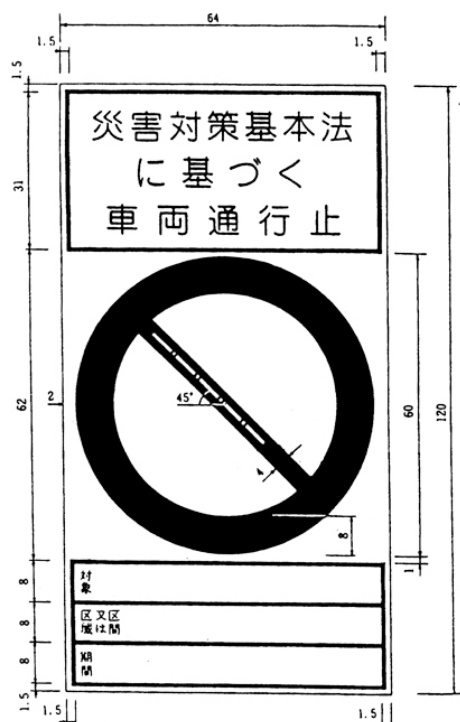
基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

(基本法第76条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。2前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

参考

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める表示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動

【主担当：総務消防班、建設班】

第1項 活動方針

- 地震後の河川、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第1章 第6節 水防計画」に記載するところによる。

1 必要な箇所の門扉開閉操作

堰堤等の管理者（操作責任者）は、警報等の発令を確認次第、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

但し、操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

2 監視、警戒体制

（1）巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

また、監視・観測機器の設置にも努める。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得るよう水防管理団体を指導する。

（2）非常警戒

水防管理者は地震動等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができるよう水防管理団体を指導する。

（3）水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の避難行動要支援者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

（4）災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

3 応急復旧

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

【主担当：生活環境班】

第1項 活動方針

- 水道、電気施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第10節 公共施設・ライフライン施設応急対策」に記載するところによる。

【水道】

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、

ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災害対策本部と連絡を密にしながら、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- オ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災害対策本部へ連絡要員等を派遣し、県災害対策本部において活動する。

第4節 公共施設等の復旧・保全

【主担当：建設班、農林班】

第1項 活動方針

- 住民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 対策

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 町道路、橋梁

ア 被害情報の収集

「第3部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や県民生活に影響

の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第3部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(2) 河川

ア 被害情報の収集

「第3部 第2章 第2節 水防活動」に準じ、被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(3) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

(4) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

第5節 ヘリコプターの活用

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、町内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、県に対しヘリコプターの応援要請を行い、上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 対策

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、市町等の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、市町等の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動する体制をとっている。

2 防災ヘリコプターの応援要請

町長等（消防の一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「三重県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

（1）応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長等の要請に基づき応援するものとする。

- ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（2）応援要請方法

知事（防災対策部防災対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急要請書（三重県地域防災計画添付資料参照）を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

- (3) 緊急時応援要請連絡先
防災対策部防災対策課 防災航空班 TEL 059-235-2558 (緊急専用回線)
FAX 059-235-2557

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用される。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、防災資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

4 要請後の受入体制

町は、防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行うものとする。

- (1) 町の連絡責任者の決定
- (2) ヘリポートの確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動

【主担当：総務消防班】

第1項 活動方針

- 発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする住民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
- 活動にあたっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

第2項 対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

町は、消防機関及び消防団等、町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

- (1) 被災者の救出は、町災害対策本部において迅速に実施するのを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、町独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察及び隣接市町と緊密な連絡をとり、自主防災組織に協力を求めるなど万全を期するものとする。
- (2) 大規模な地震が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防機関や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されるため、消防団や自主防災組織を中心とした住民自身が、可能な限り早期に救助活動に参加する。
- (3) 対象者
被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。
 - ア 火災時に火中にとり残された場合
 - イ 倒壊家屋の下敷になった場合
 - ウ 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
 - エ 山津波あるいはなだれにより生理めになった場合

オ 自動車等の大事故が発生した場合

(4) 救助活動の応援要請

町長（町災害対策本部長）は、町内の消防機関で救助活動の対応できない場合、「三重県内消防相互応援協定」に基づく三重県緊急消防救助隊の応援出動を要請する。

2 救助法が適用になった場合の救助活動

(1) 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
（注）「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については、「死体捜索」として行う。

(2) 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。

3 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消防活動の主体

町は、消防活動の主体として、町内で火災等の災害が発生した場合に、消防職員、消防団員を動員して消防活動を実施する。また、住民や自主防災組織に対し、出火防止・初期消火活動の呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保を行う。

(2) 初期消火活動

災害が発生した場合は、特に、地震による発災直後にあつては、道路交通網等の寸断が予測され、消防機関が被災地に赴くのに時間を要するため、住民や自主防災組織は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(3) 応援出動の要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」や関係法令の規定に基づき、三重県緊急消防救助隊や自衛隊に応援出動を要請する。

(4) 消火活動の実施

町は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに町内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(5) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(6) 協定に基づく応援出動

市町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

4 救急活動

(1) 住民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。町は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進する。

(2) 町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(3) 町は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に関係法令の規定及び協定に基づき、県及び近隣市町等に対し応援出動を要請する。

5 活動拠点等の確保

自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

6 資機材の調達等

(1) 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2) 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

7 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2節 医療・救護活動

【主担当：保健衛生班】

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第6節「医療・救護活動」に記載するところによる。

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や伊勢地区医師会へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

(2) 医療救護班の派遣による実施

ア 医療救護班の派遣要請

発災後2日から1週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、県は、医療救護班の編成協力機関に派遣を要請する。

イ その他

町長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

(3) 医療機関による実施

町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第3部 第5章 第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、町長は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

3 医療施設の応急復旧

(1) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

【主担当：総務消防班】

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

第1項 活動方針

- 警報等に基づく避難の指示等が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 県内市町と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 避難行動要支援者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第1章 第4節 避難対策活動」に記載するところによる。

1 避難の指示等

(1) 避難の勧告又は指示等

地震災害時において、警報等が発表されるなど、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2) 避難の勧告又は指示等にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(3) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

(4) 避難指示等の解除

町長は、避難勧告又は指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 住民等に対する周知

ア 住民への伝達方法等

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

(ア) 防災行政無線による周知

(イ) 広報車による周知（但し、下記③に留意する）

(ウ) 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

(エ) 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

(オ) 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者等への避難情報の提供

イ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分	1分	1分
	5秒	5秒	

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

3 避難所への避難誘導

(1) 避難誘導者等の配置

避難立退きの誘導にあたっては、近隣住民の相互協力によるところが大きいことから、町は、各区・自治会長及び自主防災組織、防災関係機関等の協力を得て、地区単位で適切な避難誘導ができる体制の確立に努める。

ア 避難誘導責任者を当該地区の各区・自治会長とし、誘導員を当該地区の消防団員を中心に構成する。

イ 避難所及び避難路の要所に町及び防災関係機関の職員等を配置する。

(2) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとする。

(3) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

(4) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、町は県災害対策本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(5) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

ア あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、避難行動要支援者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

エ 災害の様相が深刻で、町域内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に本住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借上げて避難所を設置する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、道路網の寸断などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って

行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。
- エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- オ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
- カ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- キ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ク ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

第2節 避難行動要支援者対策

【主担当：総務班、保健衛生班】

第1項 活動方針

- 地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 町及び県は、避難行動要支援者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要援護者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第2章 第21節 避難行動要支援者対策」に記載するところによる。

- 1 避難行動要支援者関連施設、福祉避難所の被災状況把握
 避難行動要支援者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。
- 2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保
 - (1) 避難行動要支援者の避難行動支援
 避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。
 - (2) 避難行動要支援者の生活環境確保
 被災して避難所生活を送る避難行動要支援者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。
- 3 避難所での生活が困難な避難行動要支援者対策
 避難所運営マニュアルを活用し、避難行動要支援者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、福祉避難所を開設して移送する。
 福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、避難行動要支援者の生活の場を確保する。
- 4 避難行動要支援者の保健・福祉対策等
 避難行動要支援者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、避難行動要支援者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。
- 5 外国人支援
 外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。
 また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

第3節 学校・保育所における児童生徒・園児の安全確保

【主担当：教育班、保健衛生班】

第1項 活動方針

- 地震発生時には、「学校における防災の手引」、「学校管理下における危機管理マニュアル」等により、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒・園児の安全確保に万全を期する。

第2項 対策

- 1 学校・保育所における児童生徒・園児の安全確保

小中学校・保育所の教職員等は、地震による校舎の損壊等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児を誘導する。

児童生徒・園児の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒・園児及び教職員の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

2 登下校時の児童生徒・園児の安全確保

(1) 避難場所への誘導

小中学校・保育所の教職員は、児童生徒・園児の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒・園児を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

(2) 安否確認

小中学校・保育所の教職員等は、児童生徒・園児の安否の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

3 夜間・休日等における対応

小中学校・保育所の校長、所長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

地震により児童生徒・園児に被害が見込まれる場合は、児童生徒・園児又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・保育所の被害状況の把握、情報提供

町災害対策本部は、公立小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒・園児の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育所の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

第4節 ボランティア活動の支援

【主担当：保健衛生班、総務消防班】

第1項 活動方針

- みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに町内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第4節 ボランティアの受入体制」に記載するところによる。

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、被災状況に応じて「度会町災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

第5節 防疫・保健衛生活動

【主担当：保健衛生班】

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第17節 防疫・保健衛生活動」に記載するところによる。

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(4) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ 栄養・食生活支援

(ア) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

(イ) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

第6節 災害警備活動

【主担当：総務消防班】

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 対策

1 警察の行う対策

災害時における警察の警備対策の具体的な運用については、「三重県警察災害警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 警備体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察体制の種別等に応じて、県本部及び署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

ア 災害警備本部の設置

災害警備実施全般を総括するため、県警察本部に「三重県警察災害警備本部」を、災害地を管轄する伊勢警察署には「伊勢警察署災害警備本部」を設置する。

イ 警備部隊の編成

県警察本部員及び警察署員をもって災害警備部隊を編成する。なお、他府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法第60条の規定に基づいて、県公安委員会から要請する。

(2) 実施事項

- ア 情報の収集・連絡
- イ 救出救護等
- ウ 避難誘導等
- エ 身元確認等
- オ 二次災害の防止
- カ 危険箇所等における避難誘導等の措置
- キ 社会秩序の維持
- ク 緊急交通路の確保
- ケ 被災者等への情報伝達
- コ 報道対策
- サ 情報管理システムに関する措置
- シ 関係機関との相互連携
- ス 自発的支援の受入れ

2 町の行う対策

(1) 住民への呼びかけ

町は、災害広報活動を通じて、被害等の状況や応急・復旧に関する正確な情報を住民に伝えることにより、人心の安定を図るとともに、秩序ある行動をとるように呼びかける。

(2) 各地区における巡視等

町は、伊勢警察署の警備体制に協力するために必要と認められる場合、消防団、自主防災組織による各地区における巡視等の協力を要請する。

第7節 遺体の取り扱い

【主担当：総務消防班、保健衛生班】

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 町は県と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
- 町は、関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第19節 遺体の搜索・処理・埋火葬」に記載するところによる。

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

遺体（行方不明者）の捜索は、町災害対策本部において消防団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2) 応援の要請

町災害対策本部において実施できないときは、南勢志摩地方部（保健福祉部）に死体捜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町災害対策本部又は死体漂着が予想される市町災害対策本部に直接捜索応援の要請をするものとする。応援の要請に当たれば、次の事項を明示して行うものとする。

なお、応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- ア 死体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- イ 死体数、氏名、性別、年令、容ぼう、特徴及び持物等
- ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- エ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

伊勢警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、伊勢警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。）

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、町災害対策本部は速やかに伊勢警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、町災害対策本部において医療班又は医師が日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町災害対策本部でできないときは、「第2項 1 (2) 応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保

【主担当：総務消防班、建設班、農林班】

第1項 活動方針

- 南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 対策

1 町が所有する車両の確保

各班等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、庁舎車両管理班（総務課）に町有集中管理車両の確保を要請する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保

(1) 陸上輸送

ア 町有車両の活用

緊急輸送活動は、町有車両の適正配置に努め、効率的な活用を図る。

イ 配車の要請

(ア) 町長の指示により、各班の協力を得て、総務班が輸送計画を樹立し、要請者に通報するなど活動の停滞のないように努める。

(イ) 車両等の把握、配車については総務消防班が担当し、確保に努める。

(ウ) 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。

(エ) 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務部に報告する。

(オ) 配車に当たる町職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

ウ 町有以外の車両の確保

(ア) 各部は町有以外の車両を確保する必要がある場合は民間車両に確保要請する。

(イ) 町災害対策本部長は、町内の民間車両の協力を得て確保するものとするが、確保が困難な場合又は輸送上他の市町で車両等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町又は南勢志摩地方部に協力を要請するものとする。

(2) 輸送の対象

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階

- (ア) アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設(道路、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階

- (ア) (2)の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
- (ウ) 生活必需品

(3) 町内緊急輸送ネットワークの確立

県が指定する緊急輸送ネットワーク(資料編 第3 3「県緊急輸送ネットワーク」参照)との整合を図りながら、次の施設を指定・確保して、町内の緊急輸送ネットワークを確立する。

ア 町内緊急輸送ネットワーク拠点施設

- (ア) 町役場庁舎
- (イ) ヘリポート
- (ウ) 救援物資の集積場所

イ 緊急輸送道路の確保

町の基幹道路を緊急輸送道路として確保するとともに、(1)の拠点施設と基幹道路を結ぶ道路等を緊急輸送道路として指定し、第4部 第1章 第13節「交通応急対策」により、交通規制を実施するなど、必要な措置をとる。

資料編 県緊急輸送ネットワーク

資料編 ヘリポート一覧表

(4) 航空輸送手段の協力要請

「第3部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。

4 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

5 救助法が適用された場合

救助法適用時における実施基準は、次に掲げる場合の輸送である。

(1) 範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。
資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2節 救援物資等の供給

【主担当：総務消防班、保健衛生班】

第1項 活動方針

- 住民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な町からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う。これに先立ち、町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 食料供給計画

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・ 地震発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食

- ・ 地震発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
 - ・ 地震発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
 - ・ 地震発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）
- ※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

ア 食料の調達方法

(ア) 町内備蓄物資の放出

(イ) 町内の販売業者等からの購入

食料品を取り扱う町内の小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

(ウ) 「三重県市町災害時応援協定」に基づく県及び県内市町への応援要請

(エ) 東海農政局津地域センターに対する米穀及び乾パン等の供給要請

町長は、県災害対策本部総括班（救援物資対策担当）又は地方部（総括班救援物資対策担当）を通じて要請する。

イ 食料供給の実施方法

(ア) 対象者

a 被災者（観光客、帰宅困難者を含む）

b 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

c 避難行動要支援者への配慮

(a) 食料の供給に当たっては、避難行動要支援者を優先して配分する。

(b) 乳幼児へのミルクや離乳食、高齢者への柔らかく温かい食べ物など、避難行動要支援者に配慮した食料の配給に努める。

(c) 粉ミルクについては、関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じられるよう方策を講じる。

ウ 炊出しの方法

自主防災組織、ボランティア等の協力を求める。

エ 炊出しの場所

給食センター等の既存の諸施設を利用して行うものとするが、必要により野外に施設を開設する。

オ 避難者に対する供給

避難者に対する食料供給は、町が避難所の施設等を利用して調理し、又は調理不要な食品を確保し、配給する。

(3) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(4) 応急給食の実施

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第15節 食料供給活動」に記載するところによる。

町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(5) 避難行動要支援者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 生活必需品等供給計画

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・ 地震発生～24時間以内:医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
- ・ 地震発生24時間後～:日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など

(2) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

ア 対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需物資を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(3) 燃料の確保

町は、炊き出しに必要なLPガス及びその器具の調達が困難な場合は、県（健康福祉部）に対し要請を行い、県は、（社）三重県エルピーガス協会に対し調達協力を依頼する。

(4) 避難所に対する供給

避難者に対する生活必需品等供給は、町が避難所の施設等を利用して配給する。

(5) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(6) 生活必需品等の配分

- ア 町で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。
- イ 救援物資等の配分に当たっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

(7) 避難行動要支援者に対する配慮

町は、町社会福祉協議会を通じ、社会福祉施設等に対し、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を促進するよう要請を行う。

- ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

4 物資等の供給

町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた市町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

6 物価の安定及び物資の安定供給

- (1) 町は、備蓄物資の安定的供給とともに、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、事業者及び県、近隣市町等との協議により不足量を確保し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。
- (2) 町は、災害広報活動等により、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

第3節 給水活動

【主担当：生活環境班】

第1項 活動方針

- 被災者支援班(生活環境班)は応急給水活動の総合調整を行い、町と企業庁が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 町の水道事業者、県、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3章 第14節 給水活動」に記載するところによる。

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊（水道応援班）に応援を要請する。

オ ブロック代表者は、被災者支援部隊（水道応援班）を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災害対策本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

応急給水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

(1) 対象者及び給水量

震災のため、水道、井戸等の給水施設が握壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、1日1人約3ℓを供給するものとする。

(2) 給水方法

ア 給水方法は、原則として避難場所などの拠点給水とする。

イ 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容

器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

(3) 応急給水の確保

ア 供給する飲料水は水道水を原則とする。

イ 災害時の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

ウ 必要に応じて、販売業者等からボトル入り飲料水を購入し、配給する。

(4) 飲料水の水質検査

町は、飲料水又は飲用水の水質検査について、公的検査機関等において実施するよう要請するものとする。飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

(5) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(6) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(7) 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

第6章 特定災害対策

第1節 危険物施設等の保全

【主担当：総務消防班、生活環境班】

第1項 活動方針

- 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物施設等の二次災害を防止する。

第2項 対策

1 危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

(2) 関係機関への通報等

危険物施設の管理者等から通報を受けた場合、町は、直ちにその旨を消防本部に連絡し、出動を要請するとともに、伊勢警察署及び県等の防災関係機関に通報する。また、被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲等について調査する。

(3) 緊急時の使用停止命令

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

(4) 警戒区域の設定

危険物の流出、火災等により、施設周辺に被害が及ぶことが予想される場合には、警戒区域を設定して区域内の住民等に避難を指示・勧告する。警戒区域の設定は、第4部 第1章 第7節 6 に定めるところによる。

(5) 危険物施設の管理者等が実施する対策

危険時に際して、製造所等の所有者、管理者又は占有者は、消防法の定めるところにより直ちに関係機関に通報するものとする。

2 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 関係機関への通報等

ガス事業所、高圧ガス製造所及びLPガス販売所等の管理者等からガス漏れ等に関する通報を受けた場合、町は、直ちにその旨を消防本部に通報して出動を要請するとともに、伊勢警察署及び県等の防災関係機関に通報する。また、被害の状況、災害の危険性が及ぶ

範囲等について調査する。

(2) 緊急時の使用停止命令

ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともに、施設の管理者等に対し、ガスを遮断するためのバルブの締め切り又はガス圧を低下させるための処置等について指示する。

(3) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとる。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(4) 災害応急対策

ア 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ ガス漏れの初期応急措置

ガス事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するため、バルブを締め切る又はガス圧を低下させる等の処置によりガス噴出を停止させ爆発を未然に防ぐ。

ウ 作業の識別

ガス事業者等は、事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる腕章等を着用するものとする。

エ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

オ 避難の指示及び場所

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

(1) 災害応急対策

町は、県警察、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

- ア 住民に対する広報
- イ 汚染区域の拡大防止措置
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- オ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

- (2) 毒物劇物施設（毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者）が実施する応急対策
毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止
に必要な措置を講ずるとともに、伊勢保健所、伊勢警察署又は消防本部に届け出るもの
とする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

4 放射性物質災害応急対策計画

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委
任された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通
報するものとする。

- ア 伊勢保健所
- イ 伊勢警察署
- ウ 伊勢市消防本部又は伊勢市消防署度会出張所
- エ 町役場

(2) 応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報
を受けた上記機関は、相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。

- ア 住民に対する広報
- イ 汚染区域の拡大防止措置
- ウ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- エ 避難指示及び勧告
- オ 被爆者の救出及び救護
- カ 飲料水汚染地域の取水区機関への連絡
- キ 輸送中の事故にあっては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

【主担当：生活環境班】

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 対策

1 実施責任者

町は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷き、実施するものとする。特に甚大な被害をうけた場合で、町の収集運搬に支障を生ずる場合は、県災害対策本部に連絡の上、近隣市町又は他府県へ応援を要請することとする。

2 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

(1) 実施機関

- ア 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- イ 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行う。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行うものとする。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施するものとする。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適切な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所

(5) 障害物除去に関する応援及び協力

町は、障害物の除去について県に応援、協力の要請をすることができる。

(6) 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

ア 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

(ア) 自らの資力で障害物の除去ができないもの

(イ) 住家は、半壊又は床上浸水したものであること

(ウ) 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

イ 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものであり、現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を支給するという意味ではなく、住み得る状態にすることをいう。

ウ 費用の限度

救助法による救助の程度、方法、期間等一覧のとおり。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

エ 期間

災害発生の日から10日以内

2 ごみ処理

(1) 処理体制

ア 町においては、可能な限り現有の人員器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処分をするものとする。

イ 町は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする

また、特に甚大な被害を受けた市町で、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

ア ごみ処理は、焼却のほか、必要に応じ埋立て等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

イ 施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確

保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮するものとする。

ウ 倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するものとするとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

エ 特に甚大な被害を受け、器材、人材等において処理に支障が生ずる場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定により、その程度において近隣市町あるいは県に応援を要請する。

3 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した町においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

4 し尿処理

(1) 処理体制

ア 町は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。し尿の発生量は、ひとり1日当たり1.40を目安とする。

イ 仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮するものとする。

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

5 死亡獣畜の処理

(1) 処理方法

死亡獣畜（牛・馬・豚等が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。

ア 埋却

死亡獣畜から地表面まで1 m以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜等の上には厚く生石灰その他の消毒薬を散布した後、土で覆うこと。

イ 焼却

0.8mの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板をおき、死亡獣畜をのせ、その上に更に薪を置き、重油（A）をかけ、むしろ被覆して焼き、土砂をもって覆うこと。

- (2) 特定動物（猛獣類）における準用
死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

第2節 住宅の保全・確保

【主担当：総務消防班、建設班】

第1項 活動方針

- 県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第21節 住宅応急対策」に記載するところによる。

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた、“自宅避難”“避難継続”“応急修理”等の対策を所有者や使用者等に促すとともに、倒壊等による危険が認められる場合は関係者への注意喚起を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度

判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

町営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

イ 町は、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

ウ 町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

エ 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

オ ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策

【主担当：教育班】

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第20節 文教対策」に記載するところによる。

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

ア 小中学校施設の危険度判定を行う。

イ 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

エ 応急教育実施にあたっては、児童生徒・園児及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

オ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒・園児の保健管理

小中学校では、教職員が分担し児童生徒・園児の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

災害対策本部（被災者支援班（教育班））は、被災学校の教職員に対し、児童生徒・園児の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、小中学校及び町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

5 学用品の調達及び確保

（1）給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童

生徒・園児に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による町長)が行う。

(3) 救助法が適用になった場合

ア 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。)

イ 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 費用及び期間

救助法による救助の程度、方法、期間一覧のとおり。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

6 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊出し用にも供されるため、その調整に留意するものとする。

7 国・県・町指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・町指定等文化財が被害を受けたときは、町教育委員会は県教育委員会の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

第4節 災害義援金等の受入・配分

【主担当：総務消防班、保健衛生班】

第1項 活動方針

- 被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 対策

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会 日本赤十字社三重県支部
三重県社会福祉協議会 県、度会町、その他各種団体

2 災害義援金の募集

町内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

3 災害義援金の保管

義援金については、町災害対策本部において一括とりまとめ出納室に保管し、義援品については、各関係機関において保管するものとする。

4 災害義援金の配分

配分の単位を町として、被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

- ※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。
なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県は町と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対策

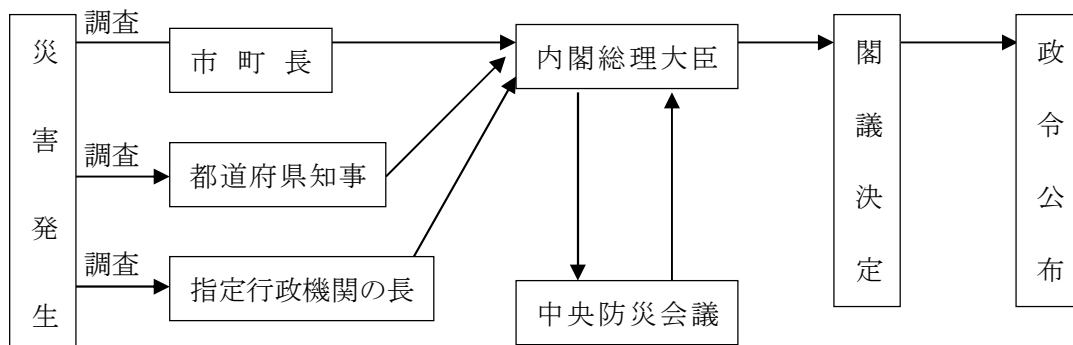
■ 県と町が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(ア) 公共土木施設災害復旧事業

- (イ) 公立学校施設災害復旧事業
- (ウ) 公営住宅災害復旧事業
- (エ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (オ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (カ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (キ) 堆積土砂排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (エ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

ア 県

- (ア) 県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- (イ) 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

イ 町

- (ア) 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- (イ) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■ 県と町が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、町の整備促進に協力する。

(2) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア 災害援護資金

(ア) 実施主体：度会町

(イ) 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害

(ウ) 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

(エ) 貸付限度額：350万円

イ 母子及び寡婦福祉資金

(ア) 実施主体：市町

(イ) 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

(ウ) 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

(エ) 貸付資金の種類

a 事業開始資金 b 事業継続資金 c 住宅資金 d 技能習得資金 e 生活資金 f 就職支度資金
g 修学資金 h 転宅資金 i 就学支度資金 j 修業資金 k 医療介護資金 l 結婚資金

ウ 生活福祉資金

(ア) 実施主体：県社会福祉協議会

(イ) 受給者：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

(ウ) 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

- (エ) 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援資金・住宅入居費・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費・介護等費・福祉費・福祉費（住宅）・福祉用具購入費
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部）

ア 対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- (ア) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (イ) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (ウ) 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (エ) 県内にa又はbの市町を含む場合にあつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (オ) ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- (カ) 県内に①若しくは②の市町を含む場合、又はcに該当する都道府県が2以上ある場合に、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設（県土整備部）

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

なお、情報提供においては、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの一覧を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

(ア) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

(イ) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定（風水害等対策編・震災対策編共通）

第1項 活動方針

- 本町が特定大規模災害となる地震による甚大な被害を受けた場合、速やかに「町震災復興本部(仮称)」を設置する。
- 発災後、「町震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、町の復興対策を支援できるよう、復興方針の事前検討及び復興指針（仮称）の策定を行う。

第2項 対策

1 復興体制の構築

(1) 町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、町の総合的な復興対策を指揮する「町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

2 復興計画の実施

町は、復興計画に基づき、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画においては、目標年度を定めるとともに、必要な事項を定める。

(1) 復興目標年度の設定

復興計画の目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

(2) 復興計画の構成

復興計画は、災害復興方針を受けて、計画目標、施策体系、想定される事業からなる復興事業計画等から構成する。

(3) 復興計画の留意点

ア 復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行を図るため、国・県との連携、広域調整などにより、必要な体制を整備する。

- イ 復興計画では、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。
- ウ 住民が自らの生活とまちを守り、再建していく姿勢と自主的な取組みが重要であり、町は、住民、団体及び企業等の主体的な参画を得ながら、相互に連携・協力して復興を進めていく新たな仕組みづくりを行い、具体的に計画に反映させる。
- エ 復興は長期にわたる取組みにより推進されることから、復興計画は、社会情勢や住民ニーズの変化に対応して、柔軟かつ現実的な対応により運用することに配慮する。
- オ 特に重要かつ緊急対応が必要な事業（例、生活再建復興、住宅復興、公共施設・ライフライン施設、産業復興等）については、復興計画に対応して、分野別緊急復興計画を策定し、事業の推進を図る。

第4節 民生安定のための緊急措置

第1項 活動方針

- 震災時の混乱状態を解消し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ることにより、人心の安定と社会秩序の回復を図る。

第2項 対策

1 災害弔慰金、災害援護資金

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町は「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年度会町条例第35号）」の規定に基づき次の施策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人当たり

- | | |
|-----------------------|-------|
| ア その者が主として生計を維持していた場合 | 500万円 |
| イ その他の場合 | 250万円 |

(2) 災害障害見舞金の支給

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合 | 250万円 |
| イ その他の場合 | 125万円 |

(3) 災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150万円～350万円の貸付を行う。

2 生業資金等の貸付

(1) 救助法による生業資金の貸付

被災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は本計画によるものとする。

ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

- (ア) 小資本で生業を営んでいた者であること。
- (イ) 蓄積資金を有しないこと。
- (ウ) 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- (エ) 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

イ 貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、町の全壊（焼）又は流出世帯数の25/100の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受けるものとする。

ウ 貸付限度額

- (ア) 生業者 30,000円
- (イ) 就職支度費 15,000円

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

次のいずれかの要件に該当する世帯とする。

- (ア) 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることか困難であると認められる世帯。
- (イ) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯。
- (ウ) 日常生活上療護又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯。

イ 借入の手続

貸付を受けようとするものは、借入申込書（町社会福祉協議会に備えつけられている）をその居住地を担当区域とする民生委員を通じ町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出するものとする。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 更生資金
- (イ) 福祉資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 修学資金
- (オ) 療養介護資金
- (カ) 災害援護資金

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象にはならない。

(3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

イ 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備付）に関係書類を添付して、町役

場を経由して県に申請する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金
- (ス) 特例児童扶養資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（国民生活金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、国民生活金融公庫に提出するものとする。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額	恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は、2,500,000円とする。
償還期限	3年以内
利率	年1.1%

3 被災者に対する職業斡旋等

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

- ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、県は被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(3) 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、条例の定めるところにしたがって必要な措置をするものとする。

ア 度会町分担金徴収条例（昭和56年度会町条例第16号）

イ 度会町簡易水道施設整備事業分担金徴収条例（昭和44年度会町条例第31号）

ウ 度会町税条例（昭和37年度会町条例第1号）

エ 度会町国民健康保険税条例（昭和34年度会町条例第8号）

5 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払渡等

(1) 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付

天災等により、多数の保険契約者が災した場合に保険者が一定地域の保険契約者のため必要と認める場合には、特に指定した郵便局で普通貸付金を即時払渡すことにしている。

(2) 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡

救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取扱う。

(3) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法第2条に規定する被害者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救助、又は同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

6 町営住宅の建設及び住宅金融公庫資金の斡旋

(1) 町営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、町及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定
の早期実施が得られるよう努める。

(2) 住宅金融公庫資金の斡旋

町及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融公庫法に規定する災害復旧住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復旧資金の借入の促進を図る。

7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災関係機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努めるものとする。

特別対策東海地震に関する緊急対策

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的及び関係機関の役割

第1項 東海地震に関する緊急対策の目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）は、大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、平成25年4月時点で東海地域を中心に1都7県157市町村、本県では10市町が東海地震にかかる地震防災対策強化地域に指定され、本町を含めたその他の市町についても強化地域の周辺に位置しているため、被害発生が憂慮されており、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

また、南海トラフ地震対策特別措置法が平成25年12月27日に施行され、平成26年3月28日には、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進する必要がある地域として、1都2府26県139市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、本県においては、全域が指定された。

よって、この計画（特別対策）は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、本町における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 基本方針

■ 共通事項等

この計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

1 基本的な考え方

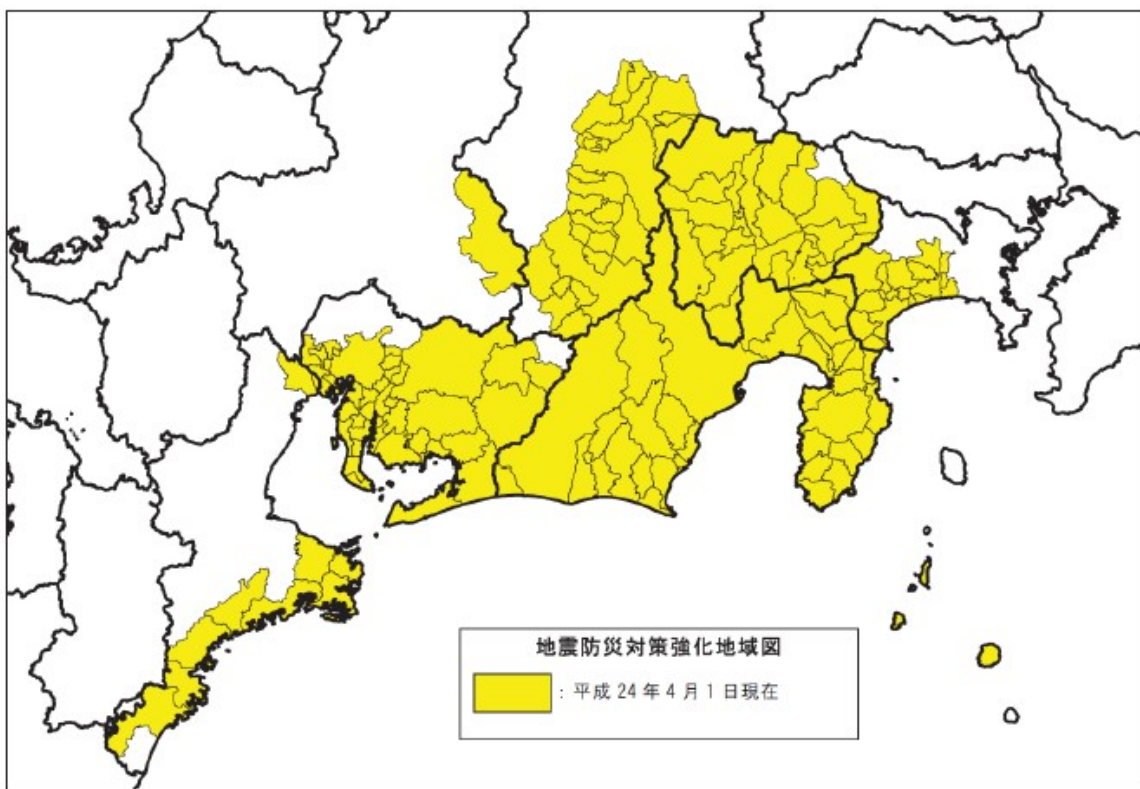
- (1) この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。
- (2) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、県、町、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (3) 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。
- (4) 地震発生後の災害対策は「第3部 発災後対策」により対処する。

- (5) 町、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期する。
- (6) 町は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、町域を細分して、町内で複数の防災対応を計画することができる。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応を執る場合は、そのような対応を執る必要性と確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定める。

2 地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域とは、大震法第3条の規定により、内閣総理大臣が、大規模な地震が発生するおそれ特に大きいと認められる地域内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域のことである。

地震防災対策強化地域に指定されると、当該地域の県や町、防災関係機関や病院、鉄道等の民間事業者は、警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成しそれを実施することとされ、国は、観測・測量の実施強化や、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備経費に補助を行うことなどが規定されている。



(内閣府ホームページより)

【三重県内地震防災対策強化地域指定市町】

伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

3 東海地震に関連する情報

東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとる。

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震予知情報 (カラーレベル赤)

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

(2) 東海地震注意情報 (カラーレベル黄)

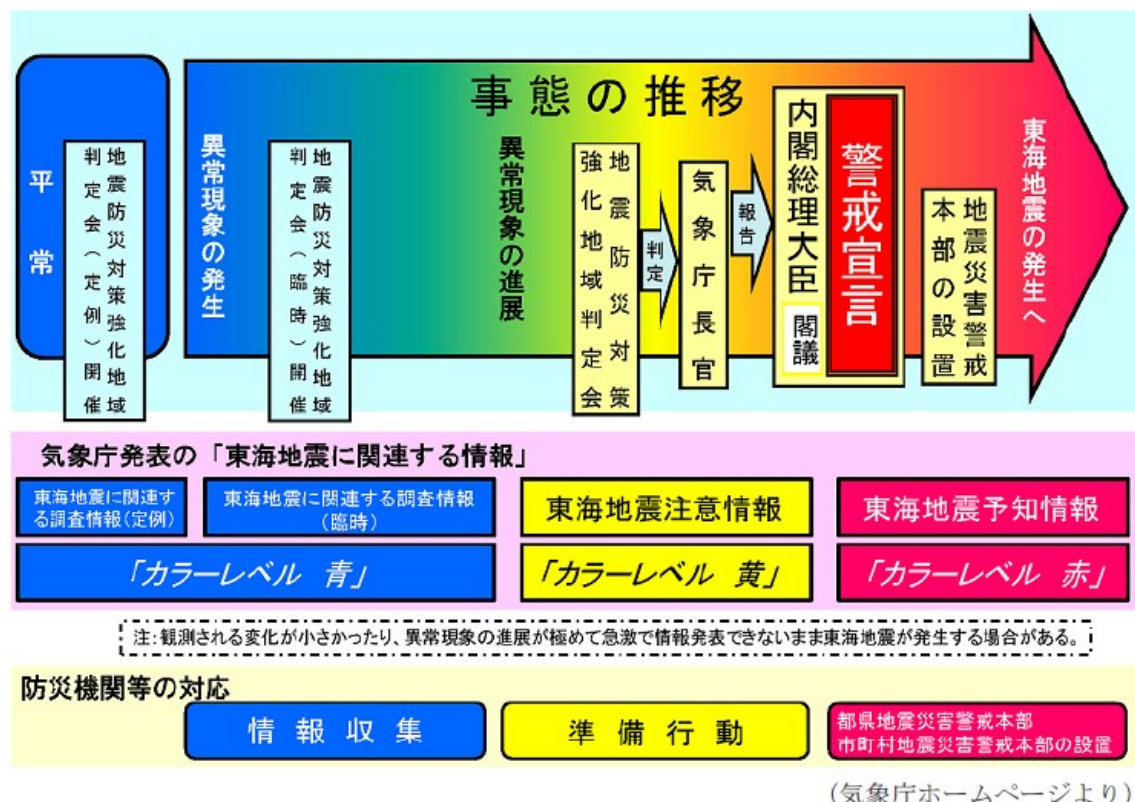
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

(3) 東海地震に関連する調査情報(臨時) (カラーレベル青)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。

(4) 東海地震に関連する調査情報(定例) (カラーレベル青)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会 (以下、判定会) で評価した調査結果を発表する。



第3項 東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

県は県地震災害警戒本部に関する下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- (7) 緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

2 町

町は下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - イ 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び水防団の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警察活動に関する指導・調整
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
 - オ 情報の収集及び伝達
 - カ 津波警報等の伝達
- (2) 東海財務局
 - ア 金融上の諸措置
 - イ 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認められるときは、関係法令等の定めるところにより無償貸付等を適切に行う。また、国有財産にかかる関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 東海北陸厚生局
 - ア 災害状況の情報収集、連絡調整
 - イ 関係職員の派遣
 - ウ 関係機関との連絡調整
- (4) 東海農政局
 - ア 管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施
 - イ 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む）
 - ウ 農業関係金融機関に対する指導
 - エ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
- (5) 近畿中国森林管理局
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達
 - イ 森林管理署職員等に対する警戒体制の指示
 - ウ 国有林野の火災予防措置
 - エ 災害対策用復旧用材の供給準備
- (6) 中部経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
 - イ 電力及びガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
- (7) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導

- イ 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導
 - (8) 中部運輸局
 - ア 所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導
 - イ 緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整
 - (9) 大阪航空局中部空港事務所
 - 必要に応じ一般航空機の飛行規制の措置
 - (10) 第四管区海上保安本部
 - ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達
 - イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
 - ウ 航路障害物の除去、航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保
 - エ 在港船舶に対する避難勧告、入港制限、移動命令等必要な措置による船舶及び臨海施設の安全確保
 - オ 海上における治安の維持
 - (11) 津地方気象台
 - ア 東海地震に関連する情報等の通報
 - イ 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説
 - (12) 東海総合通信局
 - 電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監視
 - (13) 三重労働局
 - 爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請
 - (14) 中部、近畿地方整備局
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
 - イ 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
 - ウ 人員・資機材等の配備・手配
 - エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
 - オ 道路利用者に対する情報の提供
 - (15) 近畿中部防衛局東海防衛支局
 - ア 所管財産の使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援
- 4 指定公共機関
- 指定公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。
- (1) 西日本電信電話株式会社三重支店・株式会社NTTドコモ三重支店

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
 - エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
 - オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- (2) KDD I 株式会社中部総支社
- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- (3) ソフトバンク株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社
- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- (4) 日本銀行名古屋支店
- ア 金融機関の現金保有状況の把握、所要現金の確保についての必要な援助
 - イ 関係機関との協議に基づく、「第1部 第1章 第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる措置の民間金融機関への要請
- (5) 日本赤十字社三重県支部
- ア 医療救護班の派遣準備
 - イ 血液製剤の確保及び供給の準備
 - ウ 救護物資の配布準備
- (6) 日本放送協会津放送局
- ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
 - イ 警戒宣言発令時における非常組織の設置
 - ウ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
 - エ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (7) 中日本高速道路株式会社
- ア 警戒宣言等の伝達
 - イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ 交通対策
 - エ 緊急点検
- (8) 独立行政法人水資源機構
- ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達
 - イ 発災後に備えた資機材の備蓄、点検整備
 - ウ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能の維持保全、及び同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保
- (9) 東海旅客鉄道株式会社
- ア 警戒宣言発令情報の伝達

- イ 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
- ウ 滞留旅客に対する避難誘導等
- エ 強化地域への列車の進入禁止措置
- オ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- カ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- キ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

(10) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
- イ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 列車の運転規制
- オ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(11) 中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

(12) 東邦ガス株式会社

- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- イ 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置
- ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

(13) 日本郵便株式会社

- ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- ウ 上記②により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。
- エ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(14) 独立行政法人国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置を行う。
- イ 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容、治療を行う。
- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援を実施する。

5 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

- (1) 公益社団法人三重県医師会
医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - (2) 三重テレビ放送株式会社
日本放送協会津放送局に準ずる
 - (3) 三重エフエム放送株式会社
日本放送協会津放送局に準ずる
 - (4) 三重交通株式会社
 - ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
 - イ 乗客の避難、救護
 - ウ 車両の運転規制
 - エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
 - (5) (一社)三重県トラック協会
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
 - (6) 近畿日本鉄道株式会社
 - ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - イ 旅客の避難、救護
 - ウ 列車の運転規制
 - エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
 - (7) 三重県エルピーガス協会
 - ア 供給設備及び工場設備の災害予防
 - イ 需要家に対する災害予防広報
- 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、各機関ごとに下記の業務を行う。
- (1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）
 - ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
 - (2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）
 - ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
 - (3) 危険物施設等の管理者
 - ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
 - (4) 各港湾施設の管理機関

- ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
- (5) 土地改良区
- ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）
三重交通株式会社に準ずる
- (7) 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、
近畿日本鉄道株式会社を除く）
近畿日本鉄道株式会社に準ずる
- (8) ガス事業者（東邦ガス株式会社、（一社）三重県LPガス協会を除く）
東邦ガス株式会社及び（一社）三重県LPガス協会に準ずる

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等

【主担当：総務消防班】

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとる。
- 警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、地震災害警戒本部（町）を設置し活動態勢を整備する。

第2項 対策

1 町地震災害警戒本部の概要

警戒宣言が発せられたときは、町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置して地震防災応急対策活動を行う。町警戒本部は、町災害対策本部の組織をもって充てるものとする。「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」参照

（1）町警戒本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
 - （ア） 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施にかかる職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - （イ） 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
 - （ウ） 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の安全確保
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災応急対策上の措置

（2）消防、水防機関の所掌事務

- ア 伊勢市消防本部は、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - （ア） 情報の収集と伝達
 - （イ） 消火活動、救助活動の出動体制の確立

- (ウ) 警戒区域内の地域住民への避難の勧告又は指示の伝達
- (エ) 出火防止のための広報
- イ 消防団、水防団は、消防本部、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - (エ) 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
 - (オ) 住民の避難誘導
 - (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - (キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - (ク) 救助用資機材の確保準備
 - (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

第2節 社会の混乱防止ためにとるべき措置

【主担当：総務消防班】

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、町民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 対策

<住民が実施する対策>

1 家庭における措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) とりあえず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒に注意すること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 灯油等危険物やプロパン（L P）ガスの安全措置をとること。
- (5) 消火器や水バケツなどの消火用具の準備、確認を行うこと。
- (6) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (7) 生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- (8) 万一の時は脱出口を確保すること。
- (9) 自主防災組織は配置につくこと。

(10) 自動車や電話の使用は自粛すること。

2 職場における措置

(1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけ
の措置をとること。

(2) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

(3) 火の使用は自粛すること。

(4) 消防計画、予防規定などに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。

(5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。

(6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。

(7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。

(8) 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(9) 正確な情報を入手すること。

(10) 近くの職場同士で協力し合うこと。

(11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛するこ
と。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の自動車の運転者は、一時自動車を道路の左側端に寄せ、又は、路外に停車させ、
カーラジオ等により地震予知情報等を聴取する。

(2) 一時停車の後は、警察官の指示又は交通情報等に従い行動する。

(3) 自動車を置いて避難等をする場合には、車両をできるだけ路外に、やむを得ない場合は、
道路の左側端に駐車させる。

(4) 交通が禁止されたときは、エンジンキーを付けたまま避難等の措置をとる。

(5) 危険物品を輸送中のものは、安全な場所に移動する等の措置をとる。

第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

【主担当：総務消防班】

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する情報等を各防災関係機関等に正確かつ迅速に伝達するとともに、住民に
対する広報活動を実施する。
- 警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による

混乱防止措置を行う。

第2項 対策

1 警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

以下により、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知を行う。

- (1) 県から伝達される警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、三重県防災通信ネットワークにより、確実に行う。
- (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに警鐘、サイレン、防災行政無線、防災メール、ホームページ、ケーブルテレビ等を用いて、地域住民等に確実に伝達する。
- (3) 東海地震予知情報等は、防災行政無線、防災メール、ホームページ、ケーブルテレビ、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡等により地域住民等に周知徹底を図る。

住民に対する呼び掛け（例文：東海地震注意情報発表後）

町民の皆さん、度会町長の〇〇〇〇でございます。
さきほど、気象庁から発表されましたように、東海地震の地震観測データが異常に観測されたため、東海地震注意情報が発表されました。
町民の皆さんは万が一に備えて、不要不急の旅行等を控え、日ごろ行っている安全対策をもう一度点検してください。また、事業所も従業員やお客様のための安全対策をもう一度点検してください。
東海地震に関する情報は、気象庁から継続して発表されますので、町民の皆さんは今後テレビ、ラジオ、町からの広報に十分注意するようにお願いいたします。

住民に対する呼び掛け（例文：警戒宣言発令後）

町民の皆さん、度会町長の〇〇〇〇でございます。
既にご承知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。
この地震が発しますと度会町では、震度5程度のかかなり強い地震が予想されますので、十分警戒してください。
既に、町をはじめ県及び防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、町民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思ひます。
まず、第1点は火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。
第2点は消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。
第3点は皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオなどの放送や町からの広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合にも町、警察、消防などの職員の指示に従って、秩序正しく行動していただきたいと思ひます。（第1点から第3点の繰り返し）
町では、この非常時を乗り切るため全力をあげて対処しますから、町民の皆さんにも格別のご協力をお願いします。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ア 避難の状況
- イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ウ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- オ 情報の変容、流言等の状況
- カ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- キ 消防（水防）職員・団員等の配備命令
- ク 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

3 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

- ア 避難の状況
- イ 町の地震防災応急対策の実施状況

4 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- (2) 「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩による。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
- (3) 避難誘導や避難地での生活にあたっては、避難行動要支援者等に配慮する。
- (4) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

5 避難のための勧告及び指示

- 避難地主に警戒宣言が発せられた時、山・がけ崩れの危険から逃れるための事前避難先警戒宣言時に開設され、原則として屋外施設となり、体育館などの屋内は使用できない
- 避難所被災後に自宅を失った人、自宅に戻れない人が一時的に共同生活を送る場所
災害発生後に開設され、建物の屋内があてられる

(1) 勧告・指示の基準

町長は、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行う。

(2) 勧告・指示の伝達方法

町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、防災行政無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行う。

また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請する。

なお、町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼する。

(3) 避難に関する周知事項

町（消防機関及び水防団を含む。）は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客へも周知、伝達に努める。

ア 避難対象地区の地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

6 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

町は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、5の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

7 避難状況の報告

町は、自主防災組織及び施設等の管理者等から、次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(2)に関する報告を求めない。

- (1) 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - ウ 町等に対する要請事項
- (2) 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。
 - ア 避難地名
 - イ 避難者数
 - ウ 必要な救助・保護の内容
 - エ 町等に対する要請事項また、市町は、避難状況について県へ報告する。

8 避難地の設置及び避難生活

- (1) 避難生活者
避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
- (2) 設置場所
 - ア 山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。
 - イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、避難行動要支援者等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
- (3) 設置期間
警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。
- (4) 避難地の運営
 - ア 避難地は、原則的に町、避難地の学校等施設の管理者、避難者（住民）の三者が協力して運営する。
 - イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官による警戒を要請する。
 - ウ 避難地の運営にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
 - エ 避難者（住民）は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
 - オ 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営する。
 - カ 避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

第4節 学校・保育所における児童生徒・園児の安全確保

【主担当：教育班、保健衛生班】

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の児童生徒・園児の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

第2項 対策

1 児童生徒・園児の安全対策

児童生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。

- (1) 児童生徒・園児が在校（園）中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- (2) 児童生徒・園児が、登下校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- (3) 児童生徒・園児が、在宅中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、休校として、児童生徒・園児は登校（園）させない。

小中学校においては、上記の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況及び交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておく。

東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の学校等における対応の方法については、児童生徒・園児をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

第5節 救助・救急活動及び消防活動

【主担当：総務消防班】

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2項 対策

1 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

- (1) 消防職員、消防団を中心に警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- (3) 資機材の点検、整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- (6) 火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- (10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。

第6節 医療・救護活動態勢の確保

【主担当：保健衛生班】

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

第2項 対策

1 医療・救護活動態勢の確保

以下により、医療・救護活動態勢を確保する。

- (1) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。
- (3) 要救護者の搬送準備を行う。
- (4) 住民等に対し救護所の周知を図る。
- (5) 町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。

- (6) 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

第7節 緊急輸送態勢の確保

【主担当：総務消防班】

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 対策

1 緊急輸送基本方針

- (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- (2) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- (3) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (1) 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- (3) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
- ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの。

3 輸送体制の確立

- (1) 輸送の方法
- ア 陸上輸送
第3部 第5章 第1節「緊急輸送手段の確保」により必要な輸送を行う。
 - イ 海上輸送
原則として海上輸送は行わないものとする。
 - ウ 航空輸送
県及び県警察のヘリコプターを要請するほか、必要に応じて県に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。
- (2) 輸送手段の確保
第3部 第5章 第1節「緊急輸送手段の確保」により、輸送手段の確保を図る。

第8節 広域的な応援・受援体制の整備

【主担当：総務消防班、保健衛生班】

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、町は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を県を通じて要請する。
- 広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

第2項 対策

1 応援計画の事前策定

警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第3部 第1章 第6節 広域的な応援・受援体制の整備」に準じ、応援計画を事前に策定しておく。

2 応援部隊等の受入

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を県を通じて要請する。

広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

第9節 ライフライン施設の安全対策

【主担当：生活環境班】

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

第2項 対策

1 飲料水の確保

(1) 町は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続するものとする。

施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック及び県等の応援を要請するものとする。

(2) 町は、水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立するものとする。

第10節 公共施設等の安全対策

【主担当：総務消防班、建設班、農林班、生活環境班】

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。

第2項 対策

1 公共施設

(1) 道路

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意志決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、町は直ちに以下の措置をとるものとする。

- ア 所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中断等の措置をとる。
- イ 車両の走行自粛の呼びかけを道路利用者に対し行う。
- ウ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。
- エ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- オ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- カ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(2) 河川

警戒宣言が発せられた場合、町は直ちに所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずるものとする。

(3) ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、町は、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放水、用水路の断水、又は減水を行うよう努めるものとする。また、町長は、必要に応じ地域住民に対し避難の指示を行う。

(4) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の来訪者への伝達
- イ 来訪者の安全確保のための避難等の措置
- ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止
- エ 出火防止措置

オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

カ 消防用施設等の点検、整備と事前配備

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

キ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

ク 無線通信機等通信手段の確保

(5) 砂防、地すべり、急傾斜地等 指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

(6) 工事中の公共施設、建築物、その他 工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 水道用水供給施設等貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

(8) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、おおむね次の措置を講ずる。

ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

2 民間施設（事業所に対する指導、要請）

町は、消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

ア 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。

イ 生活必需品を取扱う事務所にあっては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。

(2) 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。

(3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。

(4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。

(5) 自衛消防組織に関すること。

(6) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。

(7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。

- (8) 施設、消防用施設等の点検に関すること。
- (9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第11節 危険物施設等の安全対策

【主担当：総務消防班】

第1項 計画目標

- 大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するための対策を講じる。

第2項 対策

1 実施事項

「第3部 第6章 第1節 危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じる。

第12節 食料及び生活必需品等の確保

【主担当：総務消防班、保健衛生班】

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、県又は町の緊急物資の供給は、これを補完する。

第2項 対策

1 実施事項

- (1) 山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- (2) 「三重県市町災害時応援協定」に基づく緊急物資の調達あつせんの要請を県に行う。
- (3) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- (4) 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- (5) 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (6) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

- (7) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (8) 応急復旧体制の準備をする。

第13節 社会秩序の維持

【主担当：総務消防班】

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して対策を講じるとともに、県民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。

第2項 対策

1 警察の行う対策

東海地震注意情報を受けた場合における、警備対策等の具体的な運用については、「三重県警察災害警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 東海地震警戒警備本部の設置等

東海地震注意情報を受けた場合は、ただちに体制をとり、東海地震警戒警備本部を設置するとともに、部隊の編制等所要の措置を執る。

(2) 地震防災応急対策に係る災害警備活動の基準

- ア 情報の収集・伝達
- イ 住民等への情報伝達
- ウ 社会秩序の維持

2 町の行う対策

(1) 予想される次の混乱に対して対策を講ずる。

- ア 地震予知情報に関する流言
- イ 帰宅者による道路の混乱
- ウ 電話の輻輳
- エ 避難に伴う混乱
- オ 道路交通の混乱
- カ 旅行者等の混乱

(2) 住民への呼びかけ

伊勢警察署及び県と連携し、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、町は、災害広報活動を通じて、正確な情報を住民に伝えることにより、人心の安定を図るとともに、秩序ある行動をとるように呼びかける。

(3) 物価対策

状況に応じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じて特定物資を指定し、物資の

円滑な供給を確保する。

(4) 各地区における巡視等

町は、伊勢警察署の警備体制に協力するために必要と認められる場合、消防団、自主防災組織による各地区における巡視等の協力を要請する。

第14節 交通対策計画

1 計画方針

警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

2 道路交通対策（警察）

(1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行うものとする。

ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しないものとする。

ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図るものとする。

(2) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く）のうち、法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

ウ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

エ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

東名阪自動車道、伊勢自動車道、国道1号、国道23号、国道25号（名阪国道）、国道42号

オ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大震法施行規則第5条に定める表示を設置して行うものとする。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場

における指示により交通規制を行う。

カ 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

(4) 緊急輸送車両の確認

ア 事前届出制度

(ア) 警戒宣言が発令された場合、交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

(イ) 事前届出についての事務は、警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。

イ 緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付

(ア) 災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、大規模地震対策特別措置法施行令第12条に規定されている緊急輸送車両確認証明書及び標章を交付する。

(イ) 車両の使用者の申請により、公安委員会は当該車両が緊急輸送車両であることの確認を行い、確認したときは、上記の緊急輸送車両確認証明書及び標章を交付する。

ウ 緊急輸送車両の確認の取扱い

(ア) 上記イ(ア)(イ)の緊急輸送車両の確認は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊及び警戒宣言発令に伴い設置される交通検問所において取り扱うものとする。

(イ) 上記イ(イ)の緊急通行車両の確認は、知事部局においても取り扱うことができるものとする。

3 公共輸送対策

(1) バス（三重交通株式会社）

ア 運行路線にかかわる山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

イ 判定会招集又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努めるものとする。

ウ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行うものとする。

エ 運行の中止に当たっては十分な車両の安全措置を行った上で、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告するものとする。

オ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の

案内を掲示物、放送等により広報する。

第15節 大規模な地震に係る防災訓練計画

1 計画方針

町、県及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、民間企業及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2 大規模な地震に係る防災訓練の実施

(1) 町、県及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、民間企業及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(2) (1)の防災訓練は少なくとも年1回以上実施するものとする。

(3) (1)の防災訓練は判定会の招集から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。

(4) 町、県及び防災関係機関は、住民等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、次のような訓練を地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

ア 動員訓練及び本部運営訓練

イ 情報収集、伝達訓練

ウ 警備及び交通規制訓練

エ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(5) 町は、自主防災組織が実施する訓練に対して、積極的に支援を行うものとする。

第16節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 計画方針

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生すれば、町内に多大な被害を被ることが予想されるため、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つとともに、その被害を最小限に抑えるなど災害に強い町を支える人（住民、職員）をつくる。

2 住民に対する普及計画

住民が地震防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット等を作成し、各種防災行事や地震体験車による巡回時等に配布するとともに、報道機関と協力しマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。また、防災知識の普及に当たっては、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

(1) 東海地震、東南海・南海地震等の地震・地殻活動に関する情報、判定会招集連絡報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 園児・児童・生徒等に対する普及計画

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を園児・児童・生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域の実情に即した防災教育を計画的かつ継続的に行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

4 職員に対する防災教育

町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、次の事項等について地震防災教育の徹底を図る。また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の職員初動マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- (1) 東海地震、東南海・南海地震等の地震・地殻活動に関する情報、判定会招集連絡報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる警戒本部等の措置に関する内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 個人備蓄の推進

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸前等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されているため、飲料水をはじめとする生活用水、

食料、生活必需品等を3日間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。また、町、県の備蓄計画についても広報を行い、周知をはかる。

6 自動車運転者に対する普及計画

警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項等について教育、広報を行うとともに、平素から警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

7 自動車運送事業者に対する教育

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう事前に教育広報を徹底するものとする。

- (1) 講習会を媒体とした教育 運行管理者講習会等
- (2) 広報紙を媒体とした教育 交通関係団体等の広報紙

第17節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 計画方針

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」（以下「地震財特法」という。）及び「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実する。

2 地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業計画

別途定めるものとする。

3 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画

第2部 第3章 第3節「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」に同じ。